

# 第 13 次第 3 回横浜市消費生活審議会 議事次第

令和 3 年 10 月 29 日（金）午前 10 時半～

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) 審議テーマ「緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止  
～自然災害や感染症拡大時における消費者の安全安心を確保する体制の構築～」  
について
- (3) 令和 4 年度横浜市消費者教育推進計画について
- (4) その他

## 3 閉 会

### 【資料】

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 資料 1 | 第 13 次横浜市消費生活審議会委員名簿          |
| 資料 2 | 課題の抽出と対応の方向性等の検討              |
| 資料 3 | 令和 3 年度横浜市消費者教育推進計画等          |
| 資料 4 | 令和 4 年度横浜市消費者教育推進計画に向けた意見徴収結果 |

## 第13次横浜市消費生活審議会委員名簿

令和3年10月1日現在

No	委員氏名	所 属
1	あまの まさお 天野 正男	神奈川県弁護士会
2	おおもり しゅんいち 大森 俊一	公益社団法人 日本訪問販売協会 専務理事
3	かわい なおみ 河合 直美	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
4	くりた ゆたか 栗田 裕	横浜商工会議所 小売部会長
5	しろた たかこ 城田 孝子	神奈川県弁護士会
6	しんじょう しげる 新庄 茂	市民委員
7	たがや としこ 多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会 代表幹事
8	たなか まこと 田中 誠	神奈川県弁護士会
9	ながお じゅんじ 長尾 淳司	一般社団法人 日本クレジット協会 総務部長
10	はなだ まさし 花田 昌士	公益社団法人 消費者関連専門家会議 理事
11	ほそかわ こういち 細川 幸一	日本女子大学家政学部 教授
12	まつい ゆうこ 松井 祐子	市民委員
13	みうら のりこ 三浦 紀子	横浜市生活協同組合運営協議会 代表
14	むら ちずこ 村 千鶴子	東京経済大学 現代法学部 教授・弁護士
15	もちづき ようすけ 望月 陽介	横浜市消費生活推進員 港北区副代表

敬称略：五十音順

## 1 これまでの主な御意見

## 議論の方向性について

- 「予防」と「解決」の2つの視点で議論する。(①)
- 災害対策、感染対策一般を議論するのではなく、消費者という視点で、消費者トラブルへの対応、消費者被害の防止について議論する。(①)

## 消費者教育の推進について

- 災害が起きている時、感染症が集中的に拡大している時に相談を受けても、どう解決するのかというのがある。被害に遭わないように、予防の側面が重要(※1) だと思う。(②)
- 大型台風や大震災が起きている最中に相談しようという人はいないと思うが、新型コロナウイルス感染症拡大時は、分からない事があり、そこに付け込んだ悪質なものが色々とでたので、その真っ只中で被害に遭わないように気を付けるのが大事だと思った。(※1) (②)
- 災害時に、消費生活総合センターに通常より多くの相談がきたらどうしようもないし、相談員が出勤できるか分からないので(※9)、事前の教育、防災教育的な観点での消費者教育をやる方にシフトしないといけないと思う。(※1) 例えば、災害マニュアルのようなものを保存版として作成(※2)して配布するという取組を検討しても良いと思う。(②)

## 情報提供について

- 緊急時に、消費者が適切な選択行動が出来るような情報が届くようにするためには、どのように情報を届けたら良いかといったテーマがあると思う。(※3) (①)
- どういう情報であれ、消費者の元に、若い人でも高齢者でも、的確に効率よく届くようにできれば良い。(①)
- 新型コロナウイルス感染症拡大時は、適切な情報を手に入れる方法が分からなかったのが、どのように情報提供してもらえばアクセスしやすいか(※3)という事について、この一年間の体験で色々な事を言えるのではないかと。(①)
- 我々も消費行動を考えていかないといけない。供給不足で買い占めてしまうような事がないように、行政は事業者への指示と同時に的確な情報を提供してほしい。(①)
- 情報弱者への対応(※5)も必要。(①)
- 東日本大震災の時は、翌日から悪質事業者が訪問勧誘していた。なんでも早く情報発信をする事が必要だという事を踏まえ、迅速な対応をするスキームが必要だと思う。(※6) (②)
- 被害に遭う前の予防が重要なので、情報を必要としている人に、早く伝えることが大切だと思う。(②)
- 他都市では、警察と協力して、どのような被害に遭った人がいる等の情報交換をしている。情報が伝わりにくい方、高齢者の方など住所やメールが分かれば、そこにピンポイントで情報を送る事ができると思う。(②)
- インターネットを使うのは前提で、足りないところをどう埋めるか(※4) だと思う。例えば、自治会町内会の避難訓練(※8)や、防災スピーカーを利用した啓発といったアイデアがある。(②)

## 経済局、消費生活総合センター、他部局、地域等との連携について

- ネットがダウンするような事もあるので、地域力が大切だと思う。自治会町内会や地域ケアプラザとの連携が、予防にも被害救済にも力を発揮すると思う。(※7) (②)

## 消費者トラブルの解決について

- 実際に被害に遭った人は被害に遭った事に気付くことが出来て、市は被害をいち早く認識して、解決するような体制を整備する必要がある。(※10) (①)
- 一部の企業では、チャットボットで、簡単な質問事項であれば対応している。同じ質問であれば、データベースによって対応ができる。(※11) (②)
- コロナ禍のマスクの事例といった分かりやすい災害による被害と、孤立した高齢者に悪質事業者が訪問するといったその背景にある深刻な被害の両方を見据えながら、取りこぼさないような相談体制を作らないといけないと感じた。(②)

- ・①第1回審議会での御意見、②第2回審議会での御意見
- ・(※1)～(※11) 下線部は、裏面の「御審議いただきたい項目」に対応

2 御審議いただきたい項目

時期 対応の方向性（案）	平常時	発生後
緊急時における消費行動についての消費者教育の推進	<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時における消費行動（別紙①参照）についての消費者教育が十分ではない。</li> </ul> <p>《課題（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時に被害に遭わないように、正しい情報を見極め、適切な消費行動をとることができるように、緊急時の観点を踏まえた消費者教育の推進に取り組む必要がある。（※1）</li> </ul> <p>《取組み（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時に参考になるような災害時に発生しやすい消費生活トラブル事例等を掲載したマニュアルを作成する。（※2）</li> </ul>	
緊急時に便乗した消費者トラブルの情報提供	<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に便乗した悪質商法の相談事例を、消費生活総合センターのホームページに掲載している。（別紙②参照）</li> </ul> <p>《課題（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から、発生後に被害に遭わないようにするために、緊急時に便乗した消費者トラブルに特化した情報提供が十分ではない。（別紙③参照）</li> </ul> <p>《取組み（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報媒体（HP、SNS、LINE、防災情報Eメール等、別紙④参照）等を活用して、緊急時に便乗した悪質商法事例等の情報を提供し、発生後も被害に遭わないように啓発に努める。</li> </ul>	<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁、国民生活センター等の情報を、市や消費生活総合センターのホームページ（別紙⑤参照）、消費生活総合センターツイッターやメールマガジンで提供している。</li> </ul> <p>《課題（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時には、必要な情報を入手する方法が分からず、不確かな情報に影響されてしまう可能性がある。（※3）また、インターネットが遮断された時（※4）や、情報弱者（※5）への情報提供をどのように行うか検討が必要である。（※6）</li> </ul> <p>《取組み（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報媒体等を活用して、緊急時に便乗した悪質商法事例、被害の発生状況、相談窓口、商品の供給情報等の正しい情報を迅速に提供し、緊急時に悪質商法の注意喚起や冷静な購買活動の呼びかけを行う。</li> </ul>
緊急時における経済局、消費生活総合センター、他部局、地域等との連携	<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活総合センターでは、地域ケアプラザ等の専用回線による消費生活相談を受け付けている。（試行でテレビ電話相談も受け付けている）また、地域の掲示板や回覧版を利用して消費者トラブルの相談事例等の情報提供を行っている。</li> </ul> <p>《課題（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から、他部局や地域等と連携して情報提供を行えるように、協力を働きかける必要がある。（※7）</li> </ul> <p>《取組み（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他部局等が所管する広報媒体を利用して情報提供を行う。</li> <li>自治会町内会の地域防災訓練で啓発を行う。（※8）</li> <li>消費生活推進員が行う消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発活動で、緊急時に便乗した消費者トラブルに関する情報提供を行ってもらう。</li> </ul>	<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報よこはまに、緊急時に便乗した悪質商法事例を掲載し、注意喚起を行っている。</li> </ul> <p>《課題（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生後に、迅速な情報提供等を行うための他部局や地域等との連携が十分ではない。（※7）</li> </ul> <p>《取組み（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他部局等が所管する広報媒体を利用して情報提供を行う。</li> <li>地域防災拠点で、緊急時に便乗した消費者トラブルに関する情報提供を行う。</li> </ul>
緊急時に便乗した消費者トラブルの解決		<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活総合センターのホームページに、相談事例の掲載、チャットボットの導入を行い、消費者トラブルを消費者が自己解決の助けとなる情報提供を行っている。</li> </ul> <p>《課題（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時には、消費生活総合センターの相談員が出勤できない等、相談体制が整わない可能性がある。（※9）</li> </ul> <p>《取組み（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域で相談解決が出来るように、消費生活相談員や地域ケアプラザ等の活動を支援する。（※7）</li> <li>緊急時の相談を、センター以外の場所で、相談を受ける体制を検討する（※10）</li> <li>相談員の相談解決によらない手段を強化していく。（※11）</li> </ul>

・（※1）～（※11）下線部は、表面の「これまでの主な御意見」に対応

# ○緊急時における消費者行動について(概要)

## 新型コロナウイルス感染症拡大時(緊急時)の消費者行動

日本国内では令和2年1月以降新型コロナウイルス感染症が拡大し、4月7日には、緊急事態宣言も発令された。このような中、消費者が正確な情報入手できず、新型コロナウイルス感染症や日用品等に関する不確かな情報をそのまま拡散させてしまう、不確かな情報に影響を受けて物資の買いだめをしてしまうといった消費者行動を行う、あるいは新型コロナウイルスに便乗した悪質商法が発生するなど消費生活上も様々な問題が生じた。

消費者教育の推進に関する法律第3条においても非常時に消費者が合理的に行動できるよう、知識と理解を深めることが重要とされているところ、消費者庁においてアンケート調査を実施するとともに、10月19日の第28回消費者教育推進会議でも議論を行った。一連の調査・議論を踏まえ、消費者教育を中心として必要と考えられる対応について整理した。

(注)アンケート調査結果等詳細は本文及び第28回消費者教育推進会議資料4を参照。

## 消費者教育を中心として必要と考えられる対応

### (1) 正確で分かりやすい情報発信

- ✓ 商品の供給情報や悪質商法の事例、相談窓口等について、国や事業者団体等からタイムリーな情報発信。(身近な地方公共団体からの消費者への積極的な発信も期待)
- ✓ 適切な情報を多様な消費者に届けるための手法の検討。

### (2) 消費者教育による平時からの備え

- ✓ 正しい情報を見極め、適切に行動する能力の育成(情報リテラシー教育)。
- ✓ 生活必需品の管理などの知識・能力の向上、物資の備蓄や緊急時のマニュアルの確認等の促進
- ✓ 不確かな情報を受け取った際、相談窓口への連絡を行うといった行動に移すことの重要性の啓発。

### (3) 消費者と事業者の信頼関係が失われないための取組

- ✓ 意見を伝える際の適切な伝え方や、行き過ぎた言動の例を示すなどして消費者に対し注意を促す。
- ✓ 消費者市民社会の考え方やエシカル消費について普及・啓発。消費者のエシカル消費の取組と、事業者の消費者志向経営の取組が両輪となり、消費者と事業者が、連携・協働するパートナーへ。

(※)適正な消費者の声を抑制することのないよう配慮が必要。

(※)事業者側の雇用管理の観点からの取組も必要。



## 事例詳細

### 「火災保険が使える」と家の修繕を勧める業者は信用できる？

住まい

訪問販売

#### 相談事例

突然訪れたリフォーム業者から、「雨樋が曲がっているが、自然災害でやられたなら、火災保険で直せますよ。」と言われた。事業者は手続きを強引に勧めてくるが、どうしたらよいだろうか。

#### センターからのアドバイス

自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らなかったり、忘れていた消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的にはリフォーム工事契約を結ぶことが事業者の目的です。

事業者主導で行うのではなく、まずはご自身で損害保険会社に保険金の対象となるのか確認しましょう。また工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取り、工事内容の説明を聞き、十分納得したうえで決めましょう。

#### 関連記事

- ▶ [賃貸アパート退去時の修繕費用は借主負担となるのか？](#)
- ▶ [無料点検に応じたら](#)
- ▶ [アパート退去時の高額請求](#)

Translate

読み上げ / ふりがな

くらし・安全・環境 | 健康・福祉・子育て | 教育・文化・スポーツ | 観光・名産 | 産業・働く | 電子県庁・県

ホーム > くらし・安全・環境 > 身近な生活 > 消費生活 > かながわ中央消費生活センター > 災害に伴う消費生活情報

掲載日：2021年2月9日

災害に伴う消費生活

## 災害に伴う消費生活情報



地震や大雨などの災害時には、災害に関連する消費者トラブルの発生だけでなく、不安な気持ちや被災地を支援する気持ちに付け込んだ、悪質な勧誘や詐欺等が横行します。ご注意ください。

### 本県での相談事例について

#### 事例1 点検商法

知らない業者から電話があり、今回の地震（台風）の影響で屋根が傷んだかどうか20分程度だが無料で点検してあげるといわれた。出入りの業者があるので不要だと断ったが、5分後同じ業者の別の人がらしつこく電話で勧誘された。業者の連絡先は分からない。

##### <アドバイス>

住宅のリフォーム、耐震診断等について、地震や台風後の不安な心理につけ込んで、「このままでは雨漏りが発生する」「家が壊れる」などと虚偽の説明をし、不要な工事を進めたり、不当に高額な料金を契約させるなどの悪質商法が横行する懸念があります。

契約を急がされても、その場ですぐに契約してはいけません。突然訪問して、しつこく勧誘する業者は特に注意してください。住宅の状態について心配なときは、複数の業者に見積もりをもらい、工事の必要性、内容、料金について納得してから契約しましょう。

#### 事例2 「損害保険を使って自己負担なしでできる」と勧誘する住宅修理

突然事業者が訪れ「近隣で工事をしている。お宅も壊れている雨どいを、保険を使って修理できる」と言われたので、自己負担なくできるならと思い、雨どいの修理を依頼した。事業者は、保険金の請求に必要な見積もりや図面を作成して直接保険会社へ提出したようで、後日保険金が支払われたが、その後、事業者に保険金請求手数料として保険金の35%を支払うよう言われ、納得できない。

##### <アドバイス>

自然災害による住宅修理について「保険金使える」と勧誘されても、損害保険金は実際にいくら支払われるのか、またそもそも保険金が支払われるのかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。

住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合があります。

「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうか、また、本当に必要な工事であるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

#### 事例3 義援金詐欺

銀行職員を装った男女3人が災害義援金と称し、預金通帳や印鑑、キャッシュカードを見せて欲しいと戸別訪問を行っている。

##### <アドバイス>

売り上げの一部を義援金にするという販売目的の電話勧誘、公的機関を思わせる名称を用いて義援金名目のお金を集める詐欺や関連した振り込み詐欺が起こる懸念があります。

義援金を求められたら、まずその団体が存在するかどうかを確認してください。また、実在する団体を装って寄付を求めるケースも考えられるので、振込口座がその団体の正規のものであるかも確認してください。不審に思ったら、消費生活センターにご相談ください。



コンテンツメニュー

神奈川県消費生活相談員募集します！

消費生活相談に関する取得のご案内

消費生活相談員有資格簿への登載にご協力

災害に伴う消費生活

関連ページ

「消費者ホットライン」

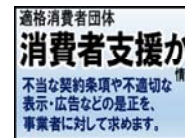
かながわ中央消費生活センター相談窓口

市町村の消費生活

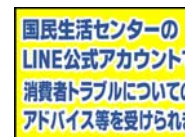
かながわ消費生活注意情報

消費生活相談窓口の内

消費生活トラブル



国民生活センター公



県の重点施策

ME-BYO 未

## 災害に関連する消費者トラブルや、便乗した悪質商法に関するご相談を受け付けています

かながわ中央消費生活センターでは、災害に関連する消費者トラブルや便乗した悪質商法に関するご相談や、被災地から神奈川県内に避難されている方に対する多重債務者相談をお受けしています。

### 災害に関連する消費者トラブルや便乗した悪質商法に関するご相談（[かながわ中央消費生活センター](#)）

電話番号	<b>045-311-0999（相談専用）</b> ※面接相談を希望される方は、事前に電話で予約してください。
受付時間	月曜から金曜 9時30分から16時30分まで（面接相談は16時まで）※2021年1月10日から当面の間（1月19日・20日は9時30分から19時まで（面接相談は18時30分まで）） 土曜 9時30分から16時30分まで（面接相談は16時まで） ※当面の間、日曜日及び祝・休日は、消費生活相談（電話・面接）を実施しません。消費者ホットライン「188」で国民生活センターにつながりますのでご利用ください。
休館日	年末年始及び <b>かながわ県民センターの休館日</b> （2020年2月16日・4月19日・6月21日・8月16日・10月25日・12月20日・12月28日17時以降・2021年2月21日） ※12月28日は、かながわ県民センターが17時で全館休館となるため、9時30分から16時30分までとなります。年始は1月4日9時30分から19時までとなります。

### 多重債務者相談窓口（[生活再建支援相談](#)）

電話番号	<b>045-312-1881（相談専用）</b> ※面接相談を希望される方は、事前に電話で予約してください。
受付時間	毎週月曜日、木曜日 13時から18時 （月曜日、木曜日が休日に当たる場合は翌日に実施（5月4日、7月23日を除く））
休館日	年末年始及び <b>かながわ県民センター休館日</b> ※年始は1月4日13時から18時までとなります。

### 市町村の相談窓口

[消費生活相談窓口](#)

[多重債務者相談窓口](#)

### 給付金・豪雨関連消費者ホットライン

災害時には、災害に便乗した悪質商法や消費者トラブルが発生する傾向にあります。不審な訪問や電話を受けた場合は明確に断るとともに、困ったときには一人で悩まず、相談窓口につながる消費者ホットライン(188番)又は給付金・豪雨関連消費者ホットラインにお電話ください。

電話番号:0120-213-188<フリーダイヤル(通話料無料)>

[http://www.kokusen.go.jp/info/data/coronavirus\\_khotline.html](http://www.kokusen.go.jp/info/data/coronavirus_khotline.html)

## 関連情報

### 神奈川県

(災害全般)

[神奈川県災害情報ポータル](#)

[防災情報](#) / [くらし安全防災局防災部災害対策課](#)

(震災関連)

[震災に関する詐欺や悪質商法にご注意！](#)

[給湯器の貯湯タンクの転倒にご注意を！！-大きな地震が起きて初めて見つかる設置不良-](#)

[地震などに便乗した住宅の修理トラブル](#)

[震災に便乗した悪質商法にご注意](#)

[こんな悪質商法にご注意](#) ※平成23年発行当時の情報のため、資料中の「消費者ホットライン」の電話番号が現在の番号「188」と異なっていますが、現在でも利用可能な番号です。

[消費者被害からあなたを守る](#) ※平成23年発行当時の情報のため、資料中の「消費者ホットライン」の電話番号が現在の番号「188」と異なっていますが、現在でも利用可能な番号です。

[東日本大震災関連情報](#) / [くらし安全防災局総務危機管理室](#)

(台風、大雨関連)





[災害に便乗した住宅修理トラブルに注意!](#)

[災害に関連する悪質商法や詐欺にご注意!](#)

[洪水や土砂災害に備えよう/くらし安全防災局防災部災害対策課](#)

## 消費者庁

[災害関連情報](#)

## 国民生活センター

[ご用心 災害に便乗した悪質商法](#)

[平成28年熊本地震発生に関連する注意喚起](#)

[震災に関する消費生活情報 \(東日本大震災\)](#)

いいね! 0

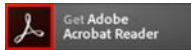
[ツイート](#)

## このページに関するお問い合わせ先

[くらし安全防災局 くらし安全部消費生活課](#)

[くらし安全防災局くらし安全部消費生活課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[くらし安全防災局 くらし安全部消費生活課](#)です。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、[バナーのリンク先から無料ダウンロード](#)してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

### [くらし・安全・環境](#)

[身近な生活](#)

[生活と自然環境の保全と改善](#)

[環境技術・廃棄物処理](#)

[防災と安全](#)

[人権と協働](#)

### [健康・福祉・子育て](#)

[心身の健康](#)

[医療](#)

[出産・子育て](#)

[福祉](#)

[介護・高齢者](#)

### [教育・文化・スポーツ](#)

[教育](#)

[入試・進学](#)

[教育の安全・安心](#)

[社会教育・サイエンス・レクリエーション](#)

[教養・文化施設](#)

[文化・芸術](#)

### [観光・名産](#)

[観光・レジャー](#)

[名産・特産](#)

### [産業・働く](#)

[業種別情報](#)

[事業者支援・活性化](#)

[労働・雇用](#)

[入札・公共工事](#)

### [電子県庁・](#)

[オンライン行](#)

[県政情報](#)

[情報公開・個](#)

[県域・県勢情](#)

[県土・まちづ](#)

[地方分権・自](#)

[財政・経理](#)

[県有資産等の](#)

[職員採用・給](#)

[県組織の運営](#)

[地域振興](#)

[Translate](#)

[ご利用案内](#)

[サイトマップ](#)

[サイ](#)

媒体		概要
紙	広報よこはま	市政情報・イベント情報などを掲載している広報紙、毎月発行、各世帯へ配付
	暮らしのガイド	市の窓口・サービス・施設の情報や連絡先等をまとめた生活情報誌、年1回発行
	消費生活情報よこはま暮らしなび	相談事例等の情報提供として、市消費生活総合センターが毎月発行
	その他	各所管が作成する啓発用リーフレット、ポスター、チラシ等
テレビ	ハマナビ	横浜の魅力や取組を紹介（テレビ神奈川）
ラジオ	ヨコハマ マイチョイス	横浜の魅力と、誰もが口ずさめる楽曲や横浜にちなんだ楽曲をお送りする（FMヨコハマ）
	ホッと横浜	現場レポートを中心に、生活情報や観光・イベント情報を紹介（RFラジオ）
	ようこそ横浜	横浜の魅力や取組を紹介（ニッポン放送）
	横浜流儀ハマスタイル	横浜の魅力を紹介（文化放送）
	パブリック・サービスアナウンスメント	在住外国人に対する広報番組。災害時には、災害関連情報等をお知らせします。（インターFM）
インターネット	ウェブサイト	市公式ウェブサイト、市消費生活総合センターウェブサイト
	Line	市LINE公式アカウント
	YouTube	市公式YouTubeチャンネル
	Twitter	危機管理室、広報課等アカウントを保有する所管が市政情報を提供（アカウント数 53） アカウントを保有していない所管も広報課を通じて情報提供が可能、市消費生活総合センターツイッターも保有
	Facebook	文化観光局、国際局等アカウントを保有する所管が市政情報を提供（アカウント数 33）
	Instagram	文化観光局、区役所等アカウントを保有する所管が市政情報を提供（アカウント数 13）
	メールマガジン	区犯罪発生情報メール等（アカウント数 48）、市消費生活総合センターツイッターも保有
	防災情報Eメール	緊急時なお知らせ、地震情報、気象情報などを配信（登録者数 日本語版：約15万、英語版：約1300）
	スマートニュース	スマートフォン・タブレット用のニュースアプリで市政情報を配信
その他	掲示板	市庁舎・区役所、市民利用施設、自治会町内会等に設置
	配架ラック	市庁舎・区役所に設置されている配架ラック、駅や市民利用施設等に設置されているPRボックス
	市庁舎デジタルサイネージ、区役所モニター	来庁者に市政情報情報を動画又は静止画で紹介
	公用車	区公用車、資源循環局車両からの放送、側面に啓発ステッカーシール掲出
	記者発表	報道機関向けの情報提供
	交通広告	電車・バスの中吊り、窓上広告（有料）



横浜市  
City of Yokohama



読み上げ



Language



サイトマップ



よくある質問



コールセンター



暮らし・総合

戸籍・住民票などの手続き



観光・イベント

文化・芸術・スポーツなど



事業者向け情報

入札情報、産業振興など



市の情報・計画

市の施策・取組

防災・救急・防犯 住まい・暮らし 戸籍・税・保険 子育て・教育 健康・医療 福祉・介護 市民協働・学び まちづくり・環境

[トップページ](#) > [暮らし・総合](#) > [住まい・暮らし](#) > [消費生活](#) > [お知らせ](#) >

新型コロナウイルス感染症に関する消費者庁等からのお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症に関する消費者庁等からのお知らせ

最終更新日 2021年5月13日

[印刷する](#)

新型コロナウイルス感染症に関する消費者庁等からのお知らせを掲載しています。

新型コロナウイルス感染症を口実にした消費者トラブルの詳細は、[国民生活センターウェブサイト（外部サイト）](#)へ

◆「便乗悪質商法の注意喚起!」について、消費者庁からのお知らせです。

【新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください!】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。

市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話で求めることはありません。

困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン188にご相談ください。

詳細は[消費者庁ホームページ（外部サイト）](#)をご覧ください。



[先頭に戻る](#)

**新型コロナワクチン詐欺**に関する注意喚起

**行政機関等をかたった  
“なりすまし”にご注意**

**ワクチン接種は無料です！**

接種を受ける際の費用は全額公費です

**<消費生活センターへ寄せられた事例>**

- 金銭を支払えば、優先的にワクチンが受けられると電話があった。お金は後で戻ってくるというが、不審。

**電話・メールで個人情報  
を求めることはありません！**

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

**<消費生活センターへ寄せられた事例>**

- 市役所を名乗り、「新型コロナワクチン接種券を送るので家族の人数を教えてください」という電話があった。



新型コロナワクチン接種に関する情報は、  
首相官邸及び厚生労働省ウェブページを  
ご覧ください

首相官邸

厚生労働省



国民生活センター  
新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン  
**0120-797-188**  
なくないやや

消費者ホットライン (局番なし)  
**188**  
※最寄りの消費生活センター等  
消費生活相談窓口へつながります。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤセン」



厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
**0120-761770**

警察相談専用電話  
**#9110**



先頭に戻る

# 「自分は大丈夫。」をやめよう。

と  
思  
っ  
て  
い  
ま  
し  
た。

**自分は大丈夫。**

の  
人  
が



コ  
ロ  
ナ  
禍  
に  
お  
け  
る  
詐  
欺  
・  
ト  
ラ  
ブ  
ル  
に  
遭  
っ  
た

※ 調査期間：2020年12月25日～1月28日 調査手法：インターネット調査 調査機関：市場調査研究所 調査者：2020年5月以降 新型コロナウイルス感染症への関心が高まり、トラブルも増加した。2020年

困ったときは、一人で悩まずに「消費者ホットライン」

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながり、専門の相談員がトラブル解決を支援します。

**188**にご相談ください。

— 新しい生活における詐欺・トラブル防止 —

[最新事例がわかる特設サイト]

消費者庁 コロナ 検索



コロナ禍における詐欺・トラブルについての詳細は、[消費者庁特設サイト（外部サイト）](#)をご覧ください。

## 新型コロナウイルス感染症対策



消毒や除菌効果をうたう商品は、**目的に合ったものを、正しく選びましょう。**

### ▶ チェックポイント

使用方法 有効成分 濃度 使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

#### ① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



#### ② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

塩素系漂白剤の詳細情報は  
こちらから！

[https://www.caa.go.jp/qa/2020/03/20200320\\_01.html](https://www.caa.go.jp/qa/2020/03/20200320_01.html)



家庭用洗剤等の詳しい情報は  
こちらから！

[https://www.caa.go.jp/qa/2020/03/20200320\\_02.html](https://www.caa.go.jp/qa/2020/03/20200320_02.html)



#### ③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。



注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。



先頭に戻る

# 令和 3 年度横浜市消費者教育推進計画

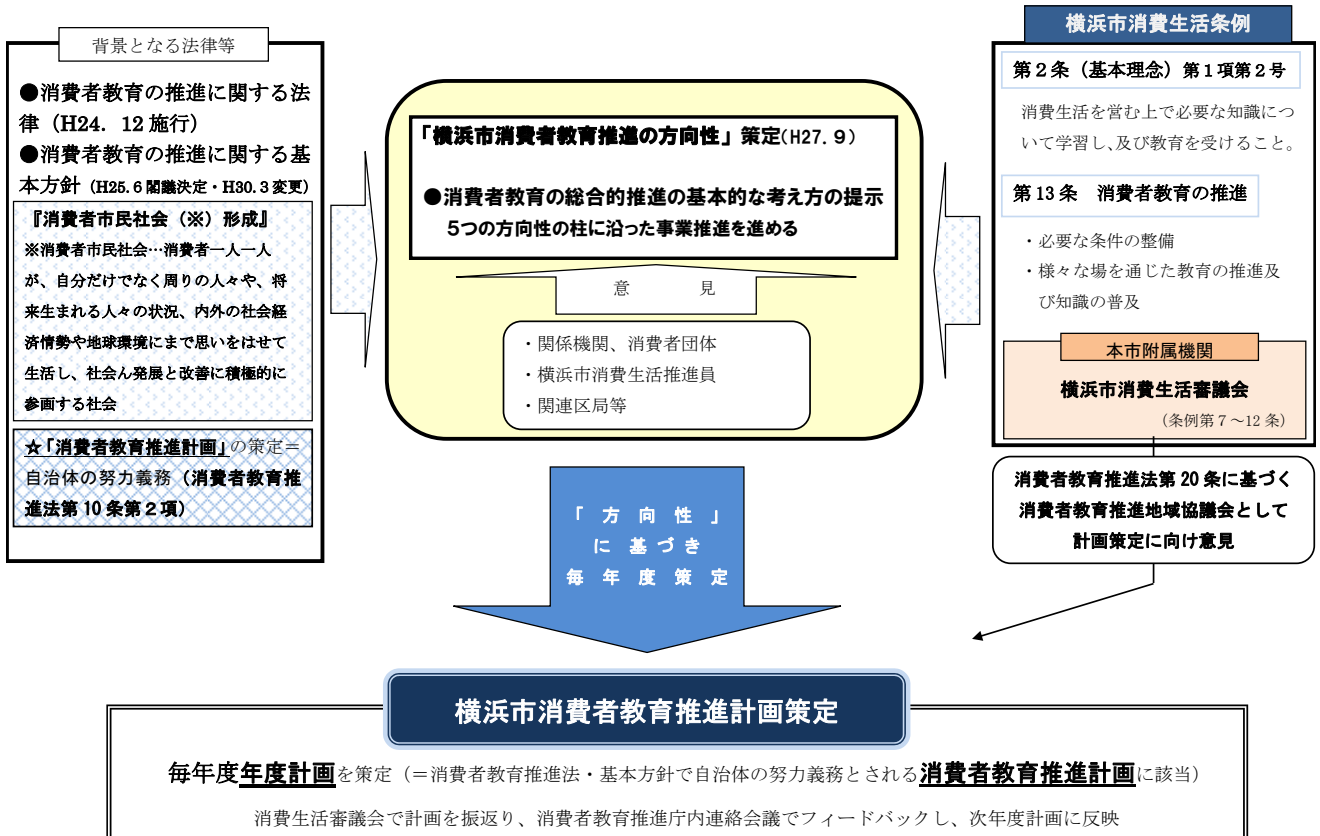
横浜市経済局



# はじめに

横浜市では、消費者教育推進の基本的な考え方をまとめた「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「方向性」と示します。）」に沿って、毎年度「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」と示します。）」に定められた横浜市消費者教育推進計画（以下「推進計画」と示します。）を策定します。

## 「横浜市消費者教育推進の方向性」・「横浜市消費者教育推進計画」の位置づけ



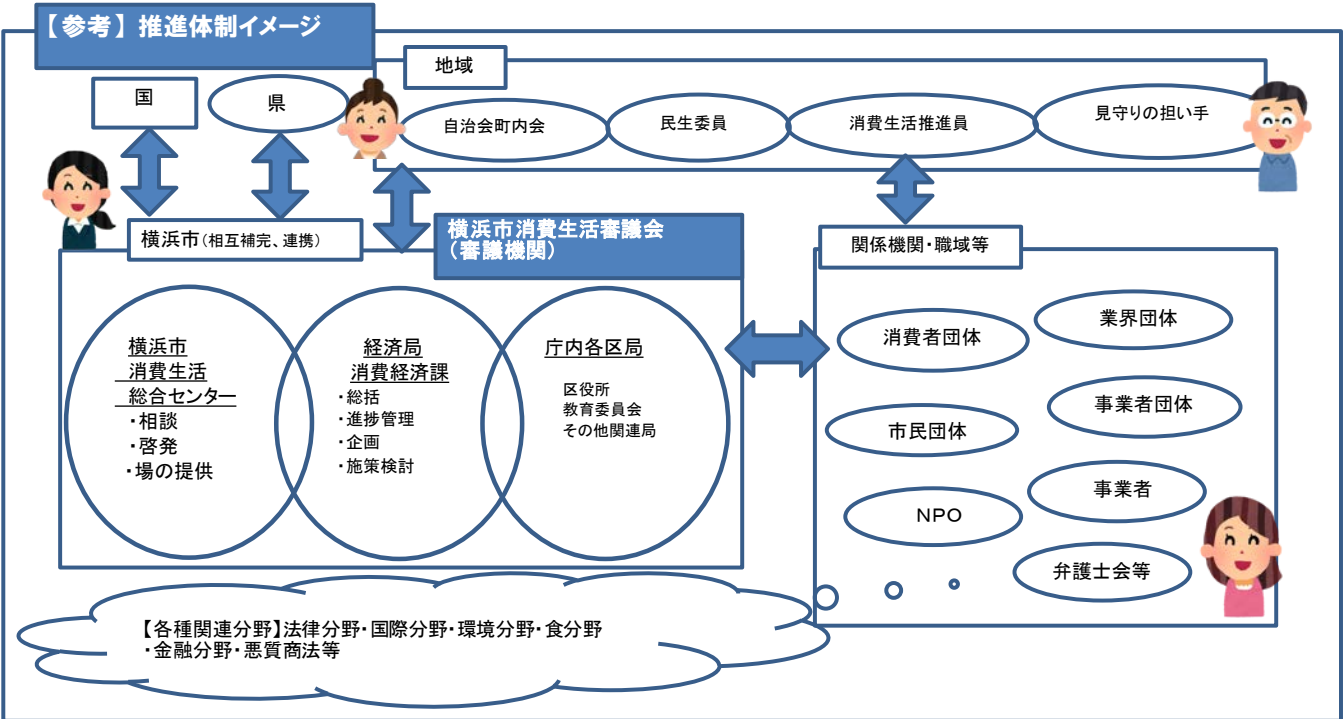
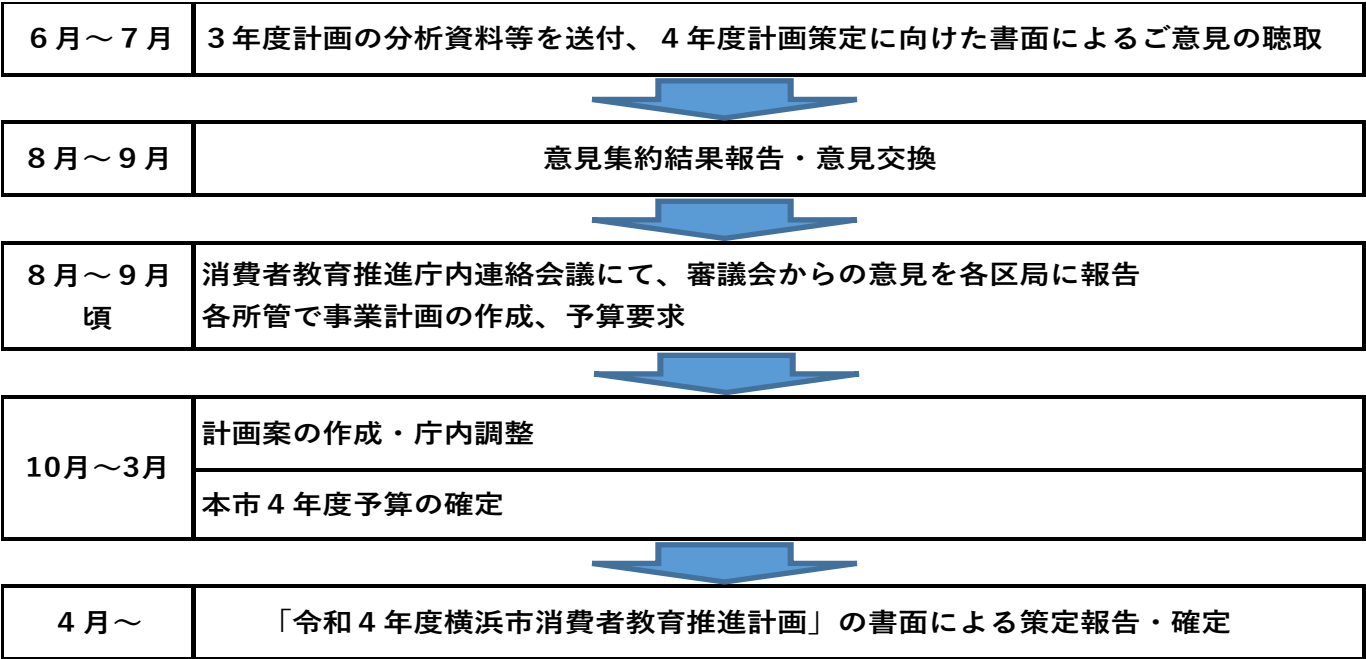


# 計画の推進

庁内関係局が予算化した消費者教育関連事業について、消費者教育推進の視点及び「方向性」を踏まえて取りまとめ、単年度の本市消費者教育推進計画として確定します。

計画の進捗、実施については、本市附属機関である横浜市消費生活審議会において、前年度計画の振り返りや次年度の計画策定に向けての御意見をいただきます。庁内関係局ではいただいた御意見を参考に事業の推進を図ってまいります。

【計画推進のフロー】



## 横浜市消費者教育推進・5つの方向性の柱

「方向性」において、消費者教育推進に向けた次の5つの柱を示しました。

### 【方向性1】効果的な情報発信の強化

- (1) 様々な媒体、機会を利用した
  - ・横浜市消費生活総合センターの周知
  - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
  - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

### 【方向性2】横浜市消費生活推進員※等による地域での啓発の活性化

- (1) 段階的に学ぶ研修の充実
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携に向けた力をつける研修による地域活動実践力を持った担い手づくり
- (4) 消費者団体等との連携による地域への啓発強化

※横浜市消費生活推進員…横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、任期は2年、最長で通算3期6年活動が可能です。（平成29年5月1日現在の横浜市消費生活推進員数…1,528人）。

### 【方向性3】高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討
- (2) 家族や支援者などを介した啓発強化の方法等の検討、推進
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討、推進

### 【方向性4】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

- (1) 学校等  
(幼児期～大学・専門学校等、支援を要する幼児・児童・生徒)
  - (2) 地域社会（高齢者、障害者、若者、成人一般）
  - (3) 家庭  
(食育等、危害・危険から身を守る、情報社会のルール等)
  - (4) 職域（社員への消費者教育、社会的責任意識を高める等）
- ）における共に学ぶ視点を意識した消費者教育

### 【方向性5】担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

- (1) 学校教育における教員研修や教材開発支援
- (2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進
- (3) 関連分野との連携

## 令和3年度計画の主な事業

### (1) 【方向性1】「効果的な情報発信の強化」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
成年年齢引き下げ啓発事業 No. 1	消費者教育の一環として、コロナ禍における若者のインターネット被害防止及び令和4年4月から始まる成年年齢引下げに伴う注意喚起キャンペーンを行う。	経済局
啓発用ポスター・リーフレットの配布（若者向け） No. 2	悪質商法被害未然防止を図ることを目的に啓発用ポスター・パンフレット等を作成し、市内高等学校、大学等に配布。	消費生活総合センター
情報収集・提供事業（デジタル情報） No. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる情報発信</li> <li>・メールマガジンの配信</li> <li>・SNSによる情報発信</li> </ul>	消費生活総合センター

### (2) 【方向性2】「横浜市消費生活推進員等による地域での啓発の活性化」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
消費生活推進員による地域での消費者啓発 No. 10	消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。	経済局、推進員制度運用区
地域の担い手等育成研修（消費生活推進員、自治会町内会向け講師派遣） No. 11	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、消費生活推進員をはじめとして自治会町内会等が実施する研修や、高齢者の方を対象とした行事（昼食会やサロン等）に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を開催する。	経済局

### (3) 【方向性3】「高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
地域ケアプラザ等との連携 No. 38	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	経済局、区地域振興課、区福祉保健課、局包括支援センター関係課、消費生活総合センター、地域ケアプラザ 等
高齢者利用施設への講師派遣 No. 42	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣。	消費生活総合センター

(4) 【方向性4】「生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
消費者市民社会啓発事業 No. 55	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	経済局
消費生活教室（区と共催） No. 63	消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催	消費生活総合センター 共催区役所、消費者団体等
食育推進事業 No. 78 No. 79 No. 85 No. 92	各局で、食育計画等に基づき保育園や学校において地産地消や食育の教育・啓発を実施。 （給食メニューの紹介や地産地消野菜の消費など）	こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局
環境に配慮した活動の普及・啓発 No. 82 No. 83 No. 84 No. 90	様々な対象に向けて、生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、食品ロス削減の取り組みなど、環境に配慮した取り組みや考え方を教育、啓発。	環境創造局、温暖化対策統括本部、資源循環局、道路局、建築局、水道局 資源循環局

(5) 【方向性5】「担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
専門家派遣による消費者教育教員研修 No. 94	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中・義務教育学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	経済局
地域活動の担い手発掘に向けた情報共有 No. 98	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	経済局、区地域振興課、区福祉保健課、区・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、市内大学 等
環境事業推進委員による啓発活動 No. 106	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。地域への情報提供を行う。等	資源循環局

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
1	方向性1	-	経済局	【新規】 成年年齢引き下げ啓発事業	消費者教育の一環として、コロナ禍における若者のインターネット被害防止及び令和4年4月から始まる成年年齢引下げに伴う注意喚起キャンペーンを行う。	・啓発グッズ(除菌ウェットシートを予定)を作成し、市内の主要駅や市内高校の最寄り駅を中心に15か所程度(予定)で消費者被害防止の啓発を行う。	2700千円	○	◎	○	-	-	○	○	◎	○	○	-
2	方向性1	-	消費生活総合センター	啓発用ポスター・リーフレットの配布(若者向け)	悪質商法被害未然防止を図ることを目的に啓発用ポスター・パンフレット等を作成し、市内高等学校、大学等に配布	「文豪ストレイドッグス」キャンペーンとして市内の高校・大学・専門学校等にポスター掲示、啓発グッズの配布を行う。また神奈川新聞社が神奈川県内の高校生向けに発行しているフリーペーパーHIPを活用しての告知とプレゼントを予定	560千円	◎	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	-
3	方向性1	-	消費生活総合センター	情報収集・提供事業(デジタル情報)	・ホームページによる情報発信 ・メールマガジンの配信 ・SNSによる情報発信	・ホームページ 啓発情報や事例紹介、教室・講座情報などを迅速かつ幅広く市民へ提供 ・メールマガジン 被害事例や啓発情報などを情報提供(毎週配信) ・SNS ツイッターにより被害事例や講座情報を随時発信	9,870千円	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	方向性1	-	港南区地域振興課	港南区消費生活推進員だより発行	「港南区消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報を発信	3月発行:7500部発行 各自治会・町内会への回覧及び地域活動で活用	165千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎
5	方向性1	-	保土ヶ谷区地域振興課	よこはまくらしナビの配布	よこはまくらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。	よこはまくらしナビの配布。	0円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	方向性1	-	保土ヶ谷区地域振興課	街頭啓発キャンペーン	消費生活に関する情報の周知のための街頭啓発キャンペーンの実施。	防犯キャンペーンと合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い、メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」の周知等を行う。	0千円	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	方向性1	-	港北区地域振興課	広報紙の発行	悪質商法被害未然防止の啓発、消費生活推進員活動の報告を目的とした広報紙を作成、配布する。	広報紙「あゆみ」を作成し、自治会町内会での班回覧、消費生活推進員への配付及び地域振興課窓口に配架する。(令和4年3月発行予定)	130千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
8	方向性1	-	緑区地域振興課	消費生活推進員ニュースの発行	消費生活推進員の活動や取組みを地域の方に伝え、相談先としての横浜市消費生活総合センターの周知を図る	年度末3月に8,000部程発行し、全自治会へ班回覧する。	192千円	-	◎	◎	-	-	-	-	○	○	◎	◎



令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年 代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
16	方向性2	方向性1 方向性4 方向性5	鶴見区地域振興課	鶴見区消費生活セミナー	消費生活に関わる講演会の開催	2月実施予定	20千円(予算案)	-	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
17	方向性2	-	中区地域振興課	消費生活推進員活動事業 (旧:エコ・食・暮らし安心風土広め隊)	暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げることにより、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図ります。	①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援	860千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎
18	方向性2	-	南区地域振興課	【新規掲載】 消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法未然防止について学ぶ研修を行う。	防犯キャンペーンと合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い、メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」の周知等を行う。	0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	◎	◎
19	方向性2	-	港南区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施	未定	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
20	方向性2	方向性4	磯子区地域振興課	子ども消費生活セミナー	こどもたちを対象に、消費生活に関する問題についてセミナーを開催します。	8月に磯子公会堂集会室にて実施予定	10千円	○	◎	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	-
21	方向性2	方向性1	磯子区地域振興課	得トク生活フェスタ	パネル展示や実演会、地元野菜の販売等を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信します。	11月3日に磯子区役所1F区民ホールにて実施予定	消耗品費で一括計上	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
22	方向性2	方向性4	磯子区地域振興課	磯子くらしのセミナー	消費者(区民)の意識啓発を目的としたセミナーを開催します。	12月上旬に実施予定	20千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
23	方向性2	方向性1	磯子区地域振興課	区版いそご消費生活だより発行	広報紙「いそご消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。	2月に6,500部発行し、各自治会・町内会での回覧や、各施設での配架、各イベント参加者へ配布予定	160千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
24	方向性2	-	磯子区地域振興課	消費生活推進員合同会議	地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行います。	年間2回実施 第1回は8月に講師を招いて講演聴講を実施予定 第2回は2月に地区活動報告会・意見交換会を実施予定	30千円	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
25	方向性2	-	磯子区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施します。	10月に実施予定	0円	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
26	方向性2	方向性3	港北区地域振興課	こうほく消費者のつどいの開催	区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。	・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催(「不当・架空請求トラブルにあわないために」(令和3年10月20日開催予定))	0円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
27	方向性2	-	港北区地域振興課	消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法未然防止について学ぶ研修を行う。	こうほく消費者のつどいで開催する消費生活教室を消費生活推進員研修と位置付ける。(「不当・架空請求トラブルにあわないために」(令和3年10月20日開催予定))	0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
28	方向性2	方向性3	緑区地域振興課	消費者被害未然防止啓発	消費生活推進員による地域での啓発活動	緑区民まつりや地域のイベントで、ブースを設けて悪質商法未然防止の啓発をしたり、高齢者のお食事会の席で、紙芝居や替え歌などを使って振り込め詐欺未然防止啓発など	550千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	◎	
29	方向性2	-	緑区地域振興課	衣類のリユース事業	不要になった「衣類を譲りたい人」と「衣類をもらいたい人」の橋渡しをすることで、ごみを減らし、再使用、再生利用する3R行動の普及・啓発をする。	年2回程度、環境事業推進委員と協働で実施。	50千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
30	方向性2	方向性4	青葉区地域振興課	【新規】消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催	令和3年度7月30日開催予定 テーマ「健康所品の基礎知識」	0円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
31	方向性2	方向性1	青葉区地域振興課	【新規掲載】パネル展示	消費生活推進員の紹介及び消費生活に関する啓発に関するパネル展示を区役所等で行う。	実施予定	0円	-	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎		
32	方向性2	-	都筑区地域振興課	【新規掲載】ゆずりあい情報板の運営	不用になったために譲りたいものと必要とするものが記載された情報カードを掲示することで、必要としている人に必要としているものが渡るリユースの取組を行っている。	毎月1回カードの貼り換え作業を行い、リユースの取組を行う。	0円	-	◎	◎	-	-	-	○	○	◎	◎	◎	
33	方向性2	-	戸塚区地域振興課	【新規掲載】施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化を図るとともに、学んだ知識を地域へ還元するため、施設見学会を行う。	実施予定	70千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
34	方向性2	方向性4	栄区地域振興課	栄区消費生活講演会の開催	消費者(区民)を対象とし、専門家や学識経験者等を講師とした講演会を開催することにより、消費者の意識啓発を図る。	・栄区消費生活講演会の開催 テーマ:未定	40千円	○	◎	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	



令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
35	方向性2	-	瀬谷区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化を図るとともに、学んだ知識を地域へ還元するため、施設見学を行う。	新型コロナウイルス感染症の状況により、実施の可否を判断	155千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
36	方向性2	-	瀬谷区地域振興課	【新規】パワフル瀬谷・生活情報展	消費生活推進員の委嘱最終年度に、各地区の活動をパネル展示し、消費生活推進員の活動や取組みを地域の方に伝えている。また、悪質商法や、環境問題に関する情報を学ぶため、講師による講演会を実施する。	委嘱最終年度に実施するため、実施予定なし。	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
37	方向性2	-	資源循環局	環境に配慮した行動の推進	ヨコハマ3R夢プランに基づき、マイバックの使用等の環境に配慮した購買行動の推進や食品ロス削減に向けて、食材の無駄をなくす調理等のヒントを学ぶ講座や講演会の開催	①プラゴミ削減キャンペーンの実施 ②3R夢クッキング講座等の開催(18区)	①1,655千円 ②510千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
-	方向性2	方向性4	緑区地域振興課	【廃止】消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催		0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
38	方向性3	-	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 局包括支援センター関係課 消費生活総合センター 地域ケアプラザ 等	地域ケアプラザ等との連携	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	・(予定)ICT活用によるケアプラザ向けテレビ電話(リモート)相談のテスト実施 ・(予定)消費生活推進と地域ケアプラザとの「ゆるやかなつながり」(意見交換会)実施 ・(予定)横浜市地域ケアプラザ及び横浜市消費生活総合センター連携会議の開催 ・地域ケアプラザ(同時に民生委員等へも)へ高齢者・見守り関連資料を配布。(隔年)	2,500千円	-	◎	○	◎	-	-	-	-	-	○	○	◎
39	方向性3	-	経済局	地域の担い手等育成研修(民生委員・児童委員向け講師派遣)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員が主催する研修等に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を実施する。	・区又は地区民生委員児童委員協議会へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。 ・内容は、対象者に併せ講師と調整をする。 ・20回計画	(報償費) 600千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
40	方向性3	方向性1	経済局	消費者教育ポータルサイトの周知、活用促進	高齢者や障害者への見守りを行う方や子育て中の方に対し、自学可能な教材等や情報が掲載されたポータルサイトの周知をおこなう。	・消費経済課ホームページへの掲載 ・掲載可能な媒体の調査及び調整	0円	○	○	◎	-	◎	○	○	○	○	○	○	○
41	方向性3	方向性1	消費生活総合センター	資料展示事業	市民向けの消費者教育関係図書・資料・DVD、展示パネルなど消費生活に関する資料等を充実させ、展示・閲覧・貸出	・情報資料展示室の運営(平日9時から19時、土曜日9時～17時) ・年3～4回図書・ビデオ・DVD等の購入	178千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
42	方向性3	-	消費生活総合センター	高齢者利用施設への講師派遣	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣	高齢者利用施設(地域ケアプラザ等)への講師派遣	出前講座(地域団体等)で一括で計上	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年 代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
43	方向性3	方向性1	消費生活総合センター	啓発資料等作成事業(高齢者向け)	高齢者向けリーフレットを作成し、配布	・高齢者向け啓発グッズ、リーフレットを作成し、市内病院や出前講座等を通じて配布 ・高齢者被害防止及び見守りのリーフレットを作成し、地域ケアプラザや民生委員等に配布	145千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	○	◎
44	方向性3	-	消費生活総合センター 区・地区社会福祉協議会	地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	きめ細かい高齢者啓発を目指し、日常的に地域で高齢者と接している各区(地区)社会福祉協議会あてに「悪質商法に注意しよう」「何かあったらセンターに相談しよう」の2点を呼びかける啓発物を配布し、注意喚起	引き続き対応(No. 38の事業のひとつ)	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	○	◎
45	方向性3	方向性1	西区地域振興課	消費生活推進事業	消費生活に関する最新情報を広く周知するため、地域情報誌に掲載し、啓発する。	・地域情報誌へ架空請求等への注意喚起及び消費生活全般に係る啓発記事を掲載する。	55千円	-	◎	◎	-	-	-	○	○	◎	◎	◎	
46	方向性3	方向性4	港南区地域振興課	地区活動助成金の交付	地区活動を効果的な実施を推進するため、助成金を交付	1地区上限30,000円×15地区	450千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
47	方向性3	方向性4	港北区地域振興課	活動助成金の交付	消費生活推進員活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付	33,000円×1団体	43千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
48	方向性3	方向性4	戸塚区地域振興課	【新規掲載】 地区活動助成金等の交付	消費生活推進員活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付。消費生活展や啓発講座の開催、広報誌の作成に活用。	・地区活動助成金(18地区) 720千円 ・戸塚区消費生活推進員の会助成金 185千円 ・委嘱式関連経費 30千円 ・職員出張旅費 5千円	940千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
49	方向性3	方向性1 方向性4	教育委員会事務局 経済局	障害のある幼児児童生徒への効果的な消費者教育教材の作成に向けた検討	特別支援学校等での活用・実践を踏まえ、障害特性や発達段階に応じた効果的な教材について、意見交換しながら教材の開発を目指す。	・横浜市教育委員会のインターネット上に障害児向け消費者教育の教材、出前講座などの情報を掲載したページを作り、特別支援学校等が、在籍生徒の状況に合わせて活用できるようにする。 ・特別支援学校における消費者教育に関する生徒向け出前講座を実施する。(3校)	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	方向性4	-	経済局	専門家派遣による親子金銭教育講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校へ派遣し、PTA活動などでの親子金銭教育出前講座を実施する。	・市立学校の学校単位の親子、区部PTA等を対象に専門家講師派遣による教育・啓発を実施する。 ・テーマ:おこづかいの使い方、買い物の仕方、インターネット・携帯電話利用の危険性等 ・2回計画	110千円	◎	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	
51	方向性4	方向性5	経済局 (公財)横浜市消費者協会 市内大学	消費者行政インターンシップ	学生が大学で修得した学問と現場での実践との融合、応用についての理解を深め、学習効果の向上を図るとともに、消費者行政に対する理解を深めることを目的に、大学と協定を締結し、インターン生を受け入れる。	・消費者法を専攻している学生を受け入れる。 ・経済局で本市消費者行政全般にかかる概要の説明や啓発事業、教材開発などの企画の実習を行う。 ・(公財)横浜市消費者協会と協業事業、消費生活総合センター業務補助等に従事し、消費生活相談や啓発講座等消費者行政の現場業務の実習を行う。 (令和3年度は新型コロナウイルス流行のため休止)	0円	◎	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	-	

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
52	方向性4	-	経済局	専門家・事業者派遣による出前講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校、義務教育学校及び高等学校へ派遣し、消費者教育に係る出前講座を実施する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中義務教育学校、高等学校及び特別支援学校へ専門家講師を派遣し、消費者教育に関する講義を行う。32回計画 ・2022年(令和4年)4月施行の成年年齢下げを見据え、「成年年齢下げに伴う消費者トラブル未然防止」について、市立中学校及び高等学校を対象にメニューを拡充して実施する。5回計画 ・安心な消費生活に欠かせない「計量制度」についての講座を行う。1回計画	1,853千円	◎	○	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-
53	方向性4	方向性1	経済局	啓発教材の配布	消費者教育に関するパンフレット等を市立小・中学校及び高等学校に配布する。	・市立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校へ教材を配布する。	1000千円	◎	-	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-
54	方向性4	方向性1	経済局 選挙管理委員会	新成人に対する消費者教育・啓発	選挙管理委員会と連携して広報誌等での新成人に対する消費者啓発を行う。	・若者をターゲットとする悪質商法への注意喚起や対処法などの消費者教育・啓発記事を掲載する。	0円	○	◎	○	-	-	-	◎	◎	-	-	
55	方向性4	方向性5	経済局	消費者市民社会啓発事業	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	消費者市民社会の実現を目指し、「環境に配慮した消費行動」や「社会に配慮した消費行動」などの倫理的消費に関するサブテーマを選定・設定し、講座等を企画・実施する。	60千円	-	◎	-	-	-	-	○	◎	◎	◎	
56	方向性4	方向性1	経済局	子どもの安全に関する情報の周知	「子どもを事故から守る!プロジェクト」(消費者庁)の周知を図る。「子ども安全メールfrom消費者庁」の周知を図る。子どもに関わる重大事故、注意喚起情報を発信する。	安全情報、注意喚起情報に関する情報をホームページで発信する。	0円	-	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
57	方向性4	方向性5	経済局 関係事業者団体 NPO法人 等	職域との連携強化	事業者団体等との連携を深め、企業による消費者教育、従業員に対する消費者教育など、消費者被害防止の協働ネットワーク構築に取り組む。	・市工連メールマガジン等を利用した事業者団体への情報共有	0円	-	-	-	◎	-	-	-	○	◎	○	
58	方向性4	方向性5	消費生活総合センター	消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育講演会を実施	年1回	729千円	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
59	方向性4	方向性1	消費生活総合センター	各種媒体広告掲載(地域の担い手養成)	福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。	・福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。 ・横浜市老人クラブ連合会発行の「かがやきだより横浜」に広告掲載。 ・横浜市社会福祉協議会発行「福祉よこはま」に広告掲載。	461千円	◎	◎	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	
60	方向性4	-	消費生活総合センター	出前講座(大学等)	大学が開催する学生向けガイダンスなどへ講師を派遣し、若者を狙った悪質商法等について講演	大学が開催する学生ガイダンスなどへの講師派遣	出前講座(地域団体等)で一括で計上	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
61	方向性4	-	消費生活総合センター	高校生(または教員)向け講師派遣事業	市内高校の生徒(または教員向け)啓発講座を実施する。	生徒向け 1校(横浜総合高校を予定)	45千円	◎	-	-	-	-	-	◎	-	◎	◎	-
62	方向性4	方向性1	消費生活総合センター	小中学校向け消費者トラブル事例情報提供事業	子供たちの消費者トラブルを未然に防止するため、教職員を通じて子供たちに実際に起こっている事例等を学校に紹介し、注意喚起等の活用を促進	教育委員会事務局を通じて、トラブル事例情報のデータを各学校へ提供(4・7・10・1月、年4回)	0円	◎	-	-	-	-	◎	-	-	◎	◎	-
63	方向性4	方向性5	消費生活総合センター 共催区役所 消費者団体等	消費生活教室(区と共催)	消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催	区との共催で地域に出向き9回実施予定(共催区とともに新型コロナウイルス感染症拡大防を図りながら)	347千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
64	方向性4	-	消費生活総合センター 市老人クラブ連合会 ウイリング横浜 健康福祉局高齢健康福祉課	講師派遣事業(シニア大学・各種団体)	・高齢者層への悪質商法被害防止講演会を実施 ・高齢者や障害者と接する福祉従事者への啓発	・市(区)老人クラブ連合会が各区で開催するシニア大学で講演(1回×18区) ・各種団体への講師派遣(3回)	・3600千円(シニア大学全体) 20千円(負担金収入あり)	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
65	方向性4	-	消費生活総合センター	出前講座(企業等)	企業等へ講師を派遣(有料)	企業が実施する新入社員研修等への講師派遣(有料)	出前講座(地域団体等)で一括で計上	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	-
66	方向性4	方向性5	(公財)横浜市消費者協会 消費生活総合センター	大学等との連携	市内大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発・教育を実施	・市内の大学等との連携により、若者目線と感性を活かした効果的な若者向け消費者啓発物を作成・配布 ・市内の大学等との連携により、子どもや若者など多世代に向けて効果的な消費者啓発を実施	340千円	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	○	-
67	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル参加	三ツ池公園(文化・環境)フェスティバルにて、活動紹介、エコクイズ、エコグッズ販売を行う。	開催検討中(3月下旬に開催可否を決定します。)	-	-	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
68	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	暮らしのヒント展	パネル展示やステージ実演を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信する。	開催検討中(4月下旬に開催可否を決定します。)	125千円(予算案)	-	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
69	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	鶴見区消費生活推進員だより発行啓発物品作成	広報紙「鶴見区消費生活推進員だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。啓発物品を作成、配布し、地域に向けて情報発信します。	年1回発行し、各自治会・町内会での配布や、各施設での配架を行います。	110千円	-	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎





令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
88	方向性4	方向性1 方向性4 方向性5	資源循環局	地域に密着した情報発信等	身近な場所での情報提供の充実を図る。 情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化を図る。	①主に小学校や町内会を対象とした工場見学会の実施及び工場イベントの開催 ②主に処分場近隣小学校の4年生を対象とした最終処分場見学会の実施	①1,091千円 ②500千円	◎	○	◎	-	○	◎	○	○	○	○	○	○
89	方向性4	方向性1 方向性5	資源循環局	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その1)	食品ロスを削減するため、手つかず食品の現状や調理・保存方法などについて、広報媒体やツールを活用した広報やイベント等における啓発の実施	・食品ロス削減に向けた広報啓発の強化 ・「食」について考えるイベント等の開催 ・事業者と連携した食品ロス削減プロモーション ・フードバンク・フードドライブ活動の推進	23,852千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
90	方向性4	方向性1 方向性5	資源循環局	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その2)	食品ロスの発生抑制や削減の取組を実施して頂ける市内飲食店等を登録する食べきり協力店を拡大するとともに、様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を実施	・「食べきり協力店※」事業について、さらなる認知度向上を図り、外食時における食品ロスの削減を進めます。 ※外食時の食品ロスを減らすために、小盛りメニューの導入や持ち帰りの実施など、食品ロス削減の取り組みを登録している飲食店等	1,031千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
91	方向性4	方向性5	教育委員会事務局	教職員向け消費者教育セミナーの実施	特別支援学校教員を対象に、家計管理や巻き込まれやすい金融トラブルの仕組みと対処法についてのセミナーを実施する。	・特別支援学校の教員向けに、YCAN上の障害児向け消費者教育のページの内容や活用方法について周知するための研修講座を実施する。	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
92	方向性4	-	教育委員会事務局 環境創造局農業振興課	食育推進計画に基づく市立学校での食育	市内産野菜の小学校給食での活用など、市立学校における食育計画を作成し推進する。	1 市内産農産物の一斉供給 2 教えて食育Web版の掲載 3 横浜マリノスによる食育教室	1,690千円	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-
93	方向性4	方向性5	交通局	交通安全教室	交通局は、警察や区役所と連携し、高齢者・障害者を対象とした交通安全に関する啓発活動を行っているほか、小学校や地域のイベント等に参加し、実際のバスを使用した運転席から見る死角体験や車いす・高齢者疑似体験を行う交通安全教室など、地域の皆様と連携した取り組みを行っています。また、交通安全リーフレットや令和2年度に制作した交通安全動画を交通安全啓発に活用していきます。	学校関係での安全教室(運輸課・営業所) 高齢者を対象とした交通安全教室(運輸課・営業所) 障害者を対象とした交通安全教室(運輸課・営業所) 地域イベントでの交通安全啓発活動(運輸課・営業所)	732千円	◎	◎	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎
-	方向性4	方向性5	経済局	【統合】No14に統合 消費者市民社会啓発	消費者市民社会の実現を目指し、啓発をや広報を行う。			◎	○	○	◎	-	-	◎	◎	◎	-	-	-
94	方向性5	-	経済局	専門家派遣による消費者教育教員研修	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中・義務教育学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中義務教育学校、高等学校教科別研究会等に専門家講師を派遣する。3回計画	165千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	-
95	方向性5	方向性1	経済局 関係事業者団体 NPO法人等	情報社会の消費者教育	情報リテラシーを取り扱う事業者団体やNPO法人等との連携を深め、情報に関する消費者教育の手法等について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	○	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
96	方向性5	-	経済局	金融教育との連携	県金融広報委員会、日本FP協会等との連携により、金融教育を推進する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎
97	方向性5	-	経済局 教育委員会事務局 横浜弁護士会 神奈川県司法書士会	法教育との連携	教育機関、弁護士会等との連携を深め、法教育の手法について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎
98	方向性5	-	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 区・地区社会福祉協議会 地域包括支援センター 市内大学 等	地域活動の担い手発掘に向けた情報共有	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	・消費者教育推進地域協議部会や消費者教育推進庁内連絡会議等の機会に関係機関等との情報交換を進めていく。	0円	○	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎
99	方向性5	-	経済局	高齢者の消費者被害防止の協働ネットワーク構築(事業者との連携)	市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修の実施、見守り啓発動画の放映による高齢者の消費者被害未然防止に関する啓発等を実施する。	・市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修を実施する。 ・市内の映画館や公共交通機関等の街中で見守り啓発動画を放映する。	(報償費) 300千円 (旅費) 5千円 (消耗品費) 450千円 (食糧費) 5千円 (印刷製本費) 200千円 (通信運搬費) 40千円 (広告料) 2,500千円 (調査その他委託料) 200千円	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-	◎	◎
100	方向性5	-	経済局	地域の担い手等育成研修(PTA向け)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、学校及びPTA等を対象に出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。	小学校、中学校のPTA等を対象として、消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するための出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。	1,000千円	◎	-	◎	-	-	○	-	-	-	◎	○
101	方向性5	-	消費生活総合センター	簡易テスト実習	商品テスト・実習室の機器を活用して、消費生活の中で身近な商品等への関心と知識を深める実習の開催	「紫外線(UV)が肌に与える影響と防止対策」講師を依頼し、テスト室での簡易テスト等を学び日常生活に活かしてもらう。20名の参加を予定	51千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
102	方向性5	-	港南区地域振興課	協働による地域づくり推進協議会	消費生活推進員を含む各委嘱委員の代表や、地域活動者が集まり、より良い地域づくりに向け、連携、協力を進める場として開催。	・年間4~5回開催予定 ・所属団体:港南区連合町内会長連絡協議会、港南区社会福祉協議会、港南区民生委員児童委員協議会ほか計14団体	0円	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎



令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
103	方向性5	-	温暖化対策統括本部	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)	『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場を、「YES」という統一ブランドで全市的ムーブメントに広げようとする市民参加型プロジェクトを展開する。	・YES講座の実施、支援(協働パートナー、大学、図書館、区役所連携等) ・広報(ホームページ、パンフレット等)	2,186千円	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
104	方向性5	-	国際局 経済局 (公財)横浜市国際交流協会、JICA(国際協力機構)等	国際理解教育との連携	(公財)横浜市国際交流協会等と連携し、在住外国人に対する消費者啓発の手法について検討する。	オンライン等も活用した市民向けのイベント等を実施。	0円	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
105	方向性5	-	環境創造局農業振興課	市民や企業と連携した地産地消の展開①	農家や地産地消に取り組む市民や飲食店等への支援を行う。	・はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・地産地消サポート店の活動支援 ・地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムなど)	3,190千円	-	◎	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
106	方向性5	-	資源循環局	環境事業推進委員による啓発活動	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。 地域への情報提供を行う。等	・マイバッグ・マイボトル使用の呼びかけや、区民まつり等のイベントにおいて、リユース食器を使用するなど、ごみそのものを発生させない、リデュースの取組を行う。 ・生ごみの減量に向けた取組として、土壌混合法や生ごみの水切り啓発を行う。 ・集積場所の改善や、早朝啓発を行う。	20,265千円 (活動費:17,720千円)	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎



令和3年度横浜市消費者教育推進計画  
令和3(2021)年4月策定

横浜市経済局消費経済課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10  
TEL671-2584 FAX664-9533

第13次横浜市消費生活審議会  
(横浜市消費者教育推進協議会)  
委員各位

横浜市経済局消費経済課長  
永峯 浩子

令和4年度横浜市消費者教育推進計画に向けた御意見について（依頼）

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市の消費者教育推進にお力添えいただき、お礼申し上げます。

令和3年5月28日に開催した第13次第2回横浜市消費生活審議会において、令和3年度横浜市消費者教育推進計画（以下「計画」という）について御審議をいただき多くの貴重な御意見をいただきありがとうございました。これを受け、次回審議会（8月下旬開催予定）にて、令和4年度計画の策定に向けた意見交換を実施いたします。つきましては、計画等の実績についての追加資料（資料2）を取りまとめましたので、資料1や前回会議資料と合わせて御確認くださいようお願いいたします。

なお、事前に御意見をいただける場合は別紙 資料3により事務局までお送りくださいますようお願いいたします。7月30日までにお送りいただいた御意見は、事務局でとりまとめ審議会当日に御報告いたします。

御多忙中、誠に恐縮でございますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

【送付書類】

- |     |   |
|-----|---|
| 資料1 | 令和3年度横浜市消費者教育推進計画抜粋（令和2年度実績等追加版）              |
| 資料2 | 令和3年度までの横浜市消費者教育推進計画の推移（これまでの計画の実績等をまとめたものです） |
| 資料3 | 意見用紙  |
| 資料4 | 返信用封筒（切手張付済）                                  |

（事務局）横浜市経済局消費経済課

担当：本田、一杉

TEL：045(671)2584

FAX：045(664)9533



令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合) な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代						
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																		若者	成人一般	高齢期
10	方向性2	方向性4	経済局 推進員制度運用区	消費生活推進員による地域での消費者啓発	消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。	・地区代表活動費の助成、区代表との連絡調整会議、段階的な研修の開催、消費生活の推進に功績のあった推進員への顕彰及び委嘱式・新任者研修の開催準備、地域に向けた情報発信支援、地区活動用の啓発教材・物品の購入及び作成、活動活性化モデル事業を行う。	3,100千円	・推進員数1,333人(地区数150地区) ・年間地区活動回数479回(内 地域での消費者被害未然防止啓発講座開催回数232回) ・推進員向け研修参加者数 0人(コロナウイルスにより中止) ・オリジナル事業:7区で啓発用グッズ等作成 ・消費生活推進員啓発活動用DVD、グッズ等作成 ・実践力強化研修(区で開催)45人	6,769千円 (内訳) 【経済局】4,225千円 【区】2,544千円 ・地区代表活動費620千円 ・モデル事業経費1,622千円 ・実践力強化研修302千円	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
11	方向性2	方向性5	経済局	地域の担い手育成研修(消費生活推進員、自治会町内会向け講師派遣)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、消費生活推進員をはじめとして自治会町内会等が実施する研修や、高齢者の方を対象とした行事(昼食会やサロン等)に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を開催する。	・区又は消費生活推進員をはじめとした自治会町内会等へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。 ・内容は、対象者に併せ講師と調整をする。 ・45回計画	(報償費) 1,400千円	2回(54人参加)	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
12	方向性2	方向性1 方向性3	消費生活総合センター	消費生活情報よこはま暮らしナビ「月次相談レポート」	相談事例をコンパクトにまとめ、公的機関や地域等へ配布	・毎月25日、22,000部作成(8月、12月は11,000部) ・区役所、学校、高齢者利用施設等へ11,000部配布 ・各区の自治会・町内会へ11,000部配布(掲示板に掲示等)	2,465千円	・242,000部作成、配布 ・毎月、各区自治会町内会(掲示板等)とあわせて22,000部配布。(8月、12月は11,000部)	2,046千円	◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎
13	方向性2	方向性1 方向性3 方向性4	消費生活総合センター	消費生活情報よこはま暮らしナビ「増刊号」	暮らしに役立つ身近な消費生活情報を幅広く掲載した情報紙を発行	・季刊(年4回)、各11,000部作成・配布 ・区役所、学校、高齢者利用施設等に配布	1,204千円	44,000部配布(4月、7月、10月、1月発行)	1,084千円	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎
14	方向性2	方向性3 方向性4	経済局 消費生活総合センター	出前講座(地域団体等)	消費生活推進員や自治会・町内会などが開催する悪質商法に関する勉強会などへ講師派遣	被害未然防止と早期解決を図る地域団体、区役所等への講師派遣	127千円 他の出前講座と一括で計上	・被害未然防止と早期解決を図る地域団体、区役所等への講師派遣 2回30人	16千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
15	方向性2	方向性1 方向性5	消費生活総合センター	地域の担い手養成セミナー	身近な地域における消費者被害未然防止に向けて、市関係部局と連携しながら、元消費生活推進員などを対象に、日常の地域活動のなかで高齢者の目線に立った、声かけや助言を担える人材として養成	年1回、1コマ(座学)	6千円	10月8日 緑区推進委員18名に対して実施	5千円	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎
16	方向性2	方向性1 方向性4 方向性5	鶴見区地域振興課	鶴見区消費生活セミナー	消費生活に関わる講演会の開催	2月実施予定	20千円(予算案)	3月1日 鶴見区役所で開催、参加者30人 テーマ『消費者心理について～災害時における消費者トラブルにどう向き合うか～』(講師:立正大学心理学部 西田 公昭氏)	区啓発補助金 45千円	-	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
17	方向性2	-	中区地域振興課	消費生活推進員活動事業(旧:エコ・食・暮らし安心風土広め隊)	暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げるにより、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図ります。	①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援	860千円	①地区代表会議開催(各回、16名) ②地区活動への啓発物品の提供、啓発教材の貸出し(適宜) ③◎暮らしのセミナー開催 ・ごみの分別講座(18名) ・地産地消勉強会(14名) ◎区民祭りの啓発活動(中止) ◎エコな取組の推進 ◎悪質商法の啓発活動 ◎消費生活展・善意/バザー(中止) ◎推進員の活動紹介 情報誌の発行(2,500部)	307千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎
18	方向性2	-	南区地域振興課	【新規掲載】消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法未然防止について学ぶ研修を行う。	防犯キャンペーンと合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い、メールマガジン「週刊はまのタスク・メール」の周知等を行う。	0円	月に一度行う定例会の時間を使って、消費生活総合センター相談員を招き悪質商法について研修を行った。(11月5日)	0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	○	◎	◎
19	方向性2	-	港南区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施	未定	0千円	令和2年11月11日 横浜市消費生活総合センター見学会参加者:27名	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代							
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																		若者	成人一般	高齢期	
20	方向性2	方向性4	磯子区地域振興課	子ども消費生活セミナー	こどもたちを対象に、消費生活に関する問題についてセミナーを開催します。	8月に磯子公会堂集会室にて実施予定	10千円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	0円	○	◎	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	-
21	方向性2	方向性1	磯子区地域振興課	得トク生活フェスタ	パネル展示や実演会、地元野菜の販売等を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信します。	11月3日に磯子区役所1F区民ホールにて実施予定	消耗品費で一括計上	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため内容を縮小し、パネル展を開催 10月30日～11月6日、磯子区役所1階区民ホール 内容:パネル展示・クイズラリー・活動紹介動画の放送	0円	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
22	方向性2	方向性4	磯子区地域振興課	磯子くらしのセミナー	消費者(区民)の意識啓発を目的としたセミナーを開催します。	12月上旬に実施予定	20千円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	0円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
23	方向性2	方向性1	磯子区地域振興課	区版いそご消費生活だより発行	広報紙「いそご消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。	2月に6,500部発行し、各自治会・町内会での回覧や、各施設での配架、各イベント参加者へ配布予定	160千円	2月に2,500部発行 区・地区活動の報告等 区役所等に配架	100千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
24	方向性2	-	磯子区地域振興課	消費生活推進員合同会議	地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行います。	年間2回実施 第1回は8月に講師を招いて講演聴講を実施予定 第2回は2月に地区活動報告会・意見交換会を実施予定を行います。	30千円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	0円	-	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
25	方向性2	-	磯子区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施します。	10月に実施予定	0円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	0円	-	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
26	方向性2	方向性3	港北区地域振興課	こうほく消費者のつどいの開催	区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。	・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催(「不当・架空請求トラブルにあわないために」(令和3年10月20日開催予定))	0円	・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催。 (「インターネット・スマホ(携帯電話)の落とし穴」(令和2年11月25日))	0円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
27	方向性2	-	港北区地域振興課	消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法未然防止について学ぶ研修を行う。	こうほく消費者のつどいで開催する消費生活教室を消費生活推進員研修と位置付ける。(「不当・架空請求トラブルにあわないために」(令和3年10月20日開催予定))	0円	消費生活教室(「インターネット・スマホ(携帯電話)の落とし穴」(令和2年11月25日))の聴講。	0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
28	方向性2	方向性3	緑区地域振興課	消費者被害未然防止啓発	消費生活推進員による地域での啓発活動	緑区民まつりや地域のイベントで、ブースを設けて悪質商法未然防止の啓発をしたり、高齢者のお食事会の席で、紙芝居や替え歌などを使って振り込め詐欺未然防止啓発など	550千円	緑区全10地区において、消費者被害未然防止啓発講座の開催、その他の消費生活に関する啓発講座の開催	500千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	◎	
29	方向性2	-	緑区地域振興課	衣類のリユース事業	不要になった「衣類を譲りたい人」と「衣類をもらいたい人」の橋渡しをすることで、ごみを減らし、再使用、再生利用する3R行動の普及・啓発をする。	年2回程度、環境事業推進委員と協働で実施。	50千円	・令和2年6月6日 子ども服の回収と譲渡中止 ・令和2年11月21日 子ども服の回収と譲渡中止	0千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
30	方向性2	方向性4	青葉区地域振興課	【新規】消費生活教室	消費生活上につながる講演会の開催	令和3年度7月30日開催予定 テーマ「健康所品の基礎知識」	0円			-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
31	方向性2	方向性1	青葉区地域振興課	【新規掲載】パネル展示	消費生活推進員の紹介及び消費生活に関する啓発に関するパネル展示を区役所等で行う。	実施予定	0円	令和3年3月8日から12日に、消費生活推進員の紹介及び定期購入トラブルに関するパネル展示を区役所等で行う。	53千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
32	方向性2	-	都筑区地域振興課	【新規掲載】ゆずりあい情報板の運営	不用になったために譲りたいものと必要とするものが記載された情報カードを掲示することで、必要としている人に必要としているものが渡るリユースの取組を行っている。	毎月1回カードの貼り換え作業を行い、リユースの取組を行う。	0円	貼り替え作業:毎月1回 交渉成立件数(2月15日現在) ゆずります:69件 ゆずってください:6件	0円	-	◎	◎	-	-	-	○	○	◎	◎	◎	

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合) な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代							
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
										若者	成人一般	高齢期									
33	方向性2	-	戸塚区地域振興課	【新規掲載】施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化を図るとともに、学んだ知識を地域へ還元するため、施設見学を行う。	実施予定	70千円	コロナウイルスの影響を受けて施設見学会を中止し、例年行っている消費生活展のオンライン開催に伴い、リメイク作品の作り方動画を作成(2月26日公開開始)	99千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
34	方向性2	方向性4	栄区地域振興課	栄区消費生活講演会の開催	消費者(区民)を対象とし、専門家や学識経験者等を講師とした講演会を開催することにより、消費者の意識啓発を図る。	・栄区消費生活講演会の開催 テーマ:未定	40千円	・栄区消費生活講演会の開催(R2.12.14) 来場者49名 テーマ:「家庭の冷蔵庫から食品ロスをへらしお料理上手になる冷蔵庫整理収納講座」	40千円	○	◎	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
35	方向性2	-	瀬谷区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化を図るとともに、学んだ知識を地域へ還元するため、施設見学を行う。	新型コロナウイルス感染症の状況により、実施の可否を判断	155千円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
36	方向性2	-	瀬谷区地域振興課	【新規】パワフル瀬谷・生活情報展	消費生活推進員の委嘱最終年度に、各地区の活動をパネル展示し、消費生活推進員の活動や取組みを地域の方に伝えている。また、悪質商法や、環境問題に関する情報を学ぶため、講師による講演会を実施する。	委嘱最終年度に実施するため、実施予定なし。	0千円	新型コロナウイルス感染症の影響により、一般区民向けには行わず、推進員内での情報共有・勉強会として開催した。 テーマ:もったいない!食品ロス〜ムリ・ムダをなくした食生活と食育〜 日時:令和2年11月26日 来場者数:118名 令和2年度予算額: 70千円	50千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
37	方向性2	-	資源循環局	環境に配慮した行動の推進	ヨコハマ3R夢プランに基づき、マイバックの使用等の環境に配慮した購買行動の推進や食品ロス削減に向けて、食材の無駄をなくす調理等のヒントを学ぶ講座や講演会の開催	①プラゴミ削減キャンペーンの実施 ②3R夢クッキング講座等の開催(18区)	①1,655千円 ②510千円	①6月にイオングループ及びセブン-イレブンとプラゴミ削減キャンペーン実施 ②3R夢クッキング講座等の開催(18区)	①1,590千円 ②89千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
-				【廃止】消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催		0円	テーマ:輸入食品の安全性と注意点 日時:令和3年2月25日(木) 中止	0千円												
38	方向性3	-	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 局包括支援センター関係課 消費生活総合センター 地域ケアプラザ 等	地域ケアプラザ等との連携	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	・(予定)ICT活用によるケアプラザ向けテレビ電話(リモート)相談のテスト実施 ・(予定)消費生活推進と地域ケアプラザとの「ゆるやかなつながり」(意見交換会)実施 ・(予定)横浜市地域ケアプラザ及び横浜市消費生活総合センター連携会議の開催 ・地域ケアプラザ(同時に民生委員等へも)へ高齢者・見守り関連資料を配布。(隔年)	2,500千円	・東永谷地域ケアプラザに出向き情報交換会 ・港南区地域振興課開催の消費生活推進員地区代表会議にてセンター業務及び地域ケアプラザとの連携紹介 ・ケアプラザ専用電話番号周知のためマウスパッドを作成	556千円	-	◎	○	◎	-	-	-	-	-	○	○	◎
39	方向性3	-	経済局	地域の担い手等育成研修(民生委員・児童委員向け講師派遣)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員が主催する研修等に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を実施する。	・区又は地区民生委員児童委員協議会へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。 ・内容は、対象者に併せ講師と調整をする。 ・20回計画	(報償費) 600千円	0回(0人参加)	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
40	方向性3	方向性1	経済局	消費者教育ポータルサイトの周知、活用促進	高齢者や障害者への見守りを行う方や子育て中の方に対し、自学可能な教材等や情報が掲載されたポータルサイトの周知をおこなう。	・消費経済課ホームページへの掲載 ・掲載可能な媒体の調査及び調整	0円	・消費経済課のホームページに掲載	0円	○	○	◎	-	◎	○	○	○	○	○	○	○
41	方向性3	方向性1	消費生活総合センター	資料展示事業	市民向けの消費者教育関係図書・資料・DVD・展示パネルなど消費生活に関する資料等を充実させ、展示・閲覧・貸出	・情報資料展示室の運営(平日9時から19時、土曜日9時～17時) ・年3～4回図書・ビデオ・DVD等の購入	178千円	【展示・情報資料室】 ・ビデオ・DVD408巻、図書4,050冊所蔵 ・貸出実績:ビデオ・DVD35巻、図書6冊 ※配架用図書17冊、DVD2巻購入  (新型コロナウイルス対策のため、資料等の閲覧は休止)	115千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
42	方向性3	-	消費生活総合センター	高齢者利用施設への講師派遣	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣	高齢者利用施設(地域ケアプラザ等)への講師派遣	出前講座(地域団体等)で一括で計上	・地域ケアプラザ等主催 ・3回、34人	出前講座(地域団体等)に一括で計上	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
43	方向性3	方向性1	消費生活総合センター	啓発資料等作成事業(高齢者向け)	高齢者向けリーフレットを作成し、配布	・高齢者向け啓発グッズ、リーフレットを作成し、市内病院や出前講座等を通じて配布 ・高齢者被害防止及び見守りのリーフレットを作成し、地域ケアプラザや民生委員等に配布	145千円	・高齢者被害防止及び見守りのリーフレット12,000部を作成し、地域ケアプラザや民生委員等に配布→隔年実施のためR2年度は実施していない ・市内の11病院に高齢者見守りリーフレット8,200部を配布(4月、7月、10月、1月)	712千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	○	◎



令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合) な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代							
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																		若者	成人一般	高齢期	
44	方向性3	-	消費生活総合センター区・地区社会福祉協議会	地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	きめ細かい高齢者啓発を目指し、日常的に地域で高齢者と接している各区(地区)社会福祉協議会あてに「悪質商法に注意しよう」「何かあったらセンターに相談しよう」の2点を呼びかける啓発物を配布し、注意喚起	引き続き対応(No. 38の事業のひとつ)	-	引き続き対応(No. 38の事業のひとつ)	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	○	◎
45	方向性3	方向性1	西区地域振興課	消費生活推進事業	消費生活に関する最新情報を広く周知するため、地域情報誌に掲載し、啓発する。	・地域情報誌へ架空請求等への注意喚起及び消費生活全般に係る啓発記事を掲載する。	55千円	消費生活に関する最新情報を広く周知するため、地域情報誌に掲載した。(振り込め詐欺等注意喚起の啓発記事を掲載、防犯事業等と合同で作成)	55千円	-	◎	◎	-	-	-	○	○	◎	◎	◎	
46	方向性3	方向性4	港南区地域振興課	地区活動助成金の交付	地区活動を効果的な実施を推進するため、助成金を交付	1地区上限30,000円×15地区	450千円	1地区上限30,000円×15地区	400千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
47	方向性3	方向性4	港北区地域振興課	活動助成金の交付	消費生活推進員活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付	33,000円×1団体	43千円	33,000円×1団体	33千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
48	方向性3	方向性4	戸塚区地域振興課	【新規掲載】地区活動助成金等の交付	消費生活推進員活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付。消費生活展や啓発講座の開催、広報誌の作成に活用。	・地区活動助成金(18地区) 720千円 ・戸塚区消費生活推進員の会助成金 185千円 ・委嘱式関連経費 30千円 ・職員出張旅費 5千円	940千円	・地区活動助成金(18地区) 720千円 ・戸塚区消費生活推進員の会助成金 185千円 ・職員出張旅費 5千円	869千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
49	方向性3	方向性1 方向性4	教育委員会事務局 経済局	障害のある幼児児童生徒への効果的な消費者教育教材の作成に向けた検討	特別支援学校等での活用・実践を踏まえ、障害特性や発達段階に応じた効果的な教材について、意見交換しながら教材の開発を目指す。	・横浜市教育委員会のインターネット上に障害児向け消費者教育の教材、出前講座などの情報を掲載したページを作り、特別支援学校等が、在籍生徒の状況に合わせて活用できるようにする。 ・特別支援学校における消費者教育に関する生徒向け出前講座を実施する。(3校)	0円	特別支援学校(高等部) 3回 ・参加人数:約60人 ・テーマ:クレジットカード、マルチ商法、解決ポイントや断り方、相談窓口等	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	方向性4	-	経済局	専門家派遣による親子金銭教育講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校へ派遣し、PTA活動などでの親子金銭教育出前講座を実施する。	・市立学校の学校単位の親子、区部PTA等を対象に専門家講師派遣による教育・啓発を実施する。 ・テーマ:おこづかいの使い方、インターネット・携帯電話利用の危険性等 ・2回計画	110千円	※新型コロナウイルス流行により年度の途中より募集開始 申請0件	0円	◎	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	
51	方向性4	方向性5	経済局 (公財)横浜市消費者協会 市内大学	消費者行政インターンシップ	学生が大学で修得した学問と現場での実践との融合、応用についての理解を深め、学習効果の向上を図るとともに、消費者行政に対する理解を深めることを目的に、大学と協定を締結し、インターン生を受け入れる。	・消費者法を専攻している学生を受け入れる。 ・経済局で本市消費者行政全般にかかる概要の説明や啓発事業、教材開発などの企画の実習を行う。 ・(公財)横浜市消費者協会と協業事業、消費生活総合センター業務補助等に従事し、消費生活相談や啓発講座等消費者行政の現場業務の実習を行う。 (令和3年度は新型コロナウイルス流行のため休止)	0円	令和2年度は新型コロナウイルス流行のため中止	0円	◎	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	-	
52	方向性4	-	経済局	専門家・事業者派遣による出前講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校、義務教育学校及び高等学校へ派遣し、消費者教育に係る出前講座を実施する。	・2022年(令和4年)4月施行の成年年齢引下げを見据え、「成年年齢引下げに伴う消費者トラブル未然防止」について、市立中学校及び高等学校を対象にメニューを拡充して実施する。5回計画 ・安心な消費生活に欠かせない「計量制度」についての講座を行う。1回計画	1,853千円	【専門家派遣】 ・小学校53回、特別支援学校2回 計4,808人 ・テーマ:物や金銭の使い方等(小学校)、消費者保護・悪質被害防止、クレジットカードの使い方等(特別支援学校高等部)、適切なはかりの使い方	4,128千円	◎	○	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-	
53	方向性4	方向性1	経済局	啓発教材の配布	消費者教育に関するパンフレット等を市立小・中学校及び高等学校に配布する。	・市立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校へ教材を配布する。	1000千円	実績0件	0円	◎	-	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-	
54	方向性4	方向性1	経済局 選挙管理委員会	新成人に対する消費者教育・啓発	選挙管理委員会と連携して広報誌等での新成人に対する消費者啓発を行う。	・若者をターゲットとする悪質商法への注意喚起や対処法などの消費者教育・啓発記事を掲載する。	0円	成人式開催の横浜市WEBページに、成年年齢引き上げに関する記事リンクの掲載を行った。	0円	○	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	-	-	
55	方向性4	方向性5	経済局	消費者市民社会啓発事業	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	消費者市民社会の実現を目指し、「環境に配慮した消費行動」や「社会に配慮した消費行動」などの倫理的消費に関するサブテーマを選定・設定し、講座等を企画・実施する。	60千円	0回(0人参加)	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	○	◎	◎	◎	

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合) な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代						
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																		若者	成人一般	高齢期
56	方向性4	方向性1	経済局	子どもの安全に関する情報の周知	「子どもを事故から守る!プロジェクト」(消費者庁)の周知を図る。 「子ども安全メールfrom消費者庁」の周知を図る。 子どもに関わる重大事故、注意喚起情報を発信する。	安全情報、注意喚起情報に関する情報をホームページで発信する。	0円	・経済局ホームページ内お知らせ欄に消費者庁注意喚起へのリンク貼り付け(「0歳児の就寝時の窒息事故に御注意ください!」)	0円	-	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
57	方向性4	方向性5	経済局 関係事業者団体 NPO法人 等	職域との連携強化	事業者団体等との連携を深め、企業による消費者教育、従業員に対する消費者教育など、消費者被害防止の協働ネットワーク構築に取り組む。	・市工連メールマガジン等を利用した事業者団体への情報共有	0円	・コロナ禍に乗じた詐欺やトラブル等、相談が増えている消費者被害について、事業者団体(横浜市工業会連合会)のメールマガジンを通して情報共有を行った。 年3回発行 ＜新型コロナウイルスに便乗した悪質商法＞(R2.7.1) ＜インターネット通販トラブル＞(R2.11.10) ＜新型コロナワクチン詐欺＞(R3.3.1)	0円	-	-	-	◎	-	-	-	○	◎	○	
58	方向性4	方向性5	消費生活総合センター	消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育講演会を実施	年1回	729千円	12月14日(旭区民文化センター・サンハート・ホール)テーマ「私たちの暮らしとSDGs ～エンカ消費や食品ロス等の現状と課題を考える」 講師:公益財団法人 消費者教育支援センター 首席主任研究員 柿野 成美 氏	366千円	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
59	方向性4	方向性1	消費生活総合センター	各種媒体広告掲載(地域の担い手養成)	福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。	・福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。 ・横浜市老人クラブ連合会発行の「かがやきだより横浜」に広告掲載。 ・横浜市社会福祉協議会発行「福祉よこはま」に広告掲載。	461千円	横浜市老人クラブ連合会発行の「かがやきだより横浜」に広告掲載 171号(1月) 横浜市社会福祉協議会発行「福祉よこはま」9月、12月、に広告掲載	472千円	◎	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎
60	方向性4	-	消費生活総合センター	出前講座(大学等)	大学が開催する学生向けガイダンスなどへ講師を派遣し、若者を狙った悪質商法等について講演	大学が開催する学生ガイダンスなどへの講師派遣	出前講座(地域団体等)で一括で計上	・大学の新生入オリエンテーションなどへ講師派遣 0回 0人	出前講座(地域団体等)に一括で計上	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-
61	方向性4	-	消費生活総合センター	高校生(または教員)向け講師派遣事業	市内高校の生徒(または教員向け)啓発講座を実施する。	生徒向け 1校(横浜総合高校を予定)	45千円	横浜総合高校の総合学習授業の一環として行われた「横総生にオファーです」を南区役所地域振興課とともに参加し、消費生活トラブル・特殊詐欺の現状をレクチャーし、生徒がプレゼンするポスターセッションに反映させた教職員・生徒への啓発を実施(11月～1月27日)	284千円	◎	-	-	-	-	-	◎	-	◎	◎	-
62	方向性4	方向性1	消費生活総合センター	小中学校向け消費者トラブル事例情報提供事業	子供たちの消費者トラブルを未然に防止するため、教職員を通じて子供たちに実際に起こっている事例等を学校に紹介し、注意喚起等の活用を促進	教育委員会事務局を通じて、トラブル事例情報のデータを各学校へ提供(4・7・10・1月、年4回)	0円	・教育委員会事務局を通じて、トラブル事例情報のデータを各学校へ提供(4・7・10・1月、年4回)	0円	◎	-	-	-	-	◎	-	-	◎	◎	-
63	方向性4	方向性5	消費生活総合センター 共催区役所 消費者団体等	消費生活教室(区と共催)	消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催	区との共催で地域に Outreach 9回実施予定(共催区とともに新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら)	347千円	・9回、区と共催予定で2回実施 参加者87名(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため7回中止) ・実施したテーマは、暮らしとSDGs、インターネットとスマホの落とし穴。	70千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
64	方向性4	-	消費生活総合センター 市老人クラブ連合会 ウィリング横浜 健康福祉局高齢健康福祉課	講師派遣事業(シニア大学・各種団体)	・高齢者層への悪質商法被害防止講演会を実施 ・高齢者や障害者と接する福祉従事者への啓発	・市(区)老人クラブ連合会が各区で開催するシニア大学で講演(1回×18区) ・各種団体への講師派遣(3回)	・3600千円(シニア大学全体) 20千円(負担金収入あり)	・シニア大学:新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止 ・ウィリング横浜研修 4回、170人	13千円	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
65	方向性4	-	消費生活総合センター	出前講座(企業等)	企業等へ講師を派遣(有料)	企業が実施する新入社員研修等への講師派遣(有料)	出前講座(地域団体等)で一括で計上	・新入社員研修等への講師派遣 ・4回 59人(負担金収入48,000円)	出前講座(地域団体等)に一括で計上	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	-
66	方向性4	方向性5	(公財)横浜市消費者協会 消費生活総合センター	大学等との連携	市内大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発教育を実施	・市内の大学等との連携により、若者目線と感性を活かした効果的な若者向け消費者啓発物を作成・配布 ・市内の大学等との連携により、子どもや若者など多世代に向けて効果的な消費者啓発を実施	340千円	・横浜市立大(新規)、関東学院大、東京都市大、東洋英和女学院大学、横浜創英大学、横浜薬科大学、岩崎学園と連携し、学生課等の窓口で教職員も含め広く啓発物の配置・配布 ・岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校と協定書を締結し、授業の一環として若者向け啓発デザインを作成・提供を受け、若者向け啓発物を作成・配布。	137千円	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	○	-
67	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル参加	三ツ池公園(文化・環境)フェスティバルにて、活動紹介、エコクイズ、エコグッズ販売を行う。	開催検討中(3月下旬に開催可否を決定します。) →新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	-	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的对象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合) な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代							
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																			若者	成人一般	高齢期
68	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	暮らしのヒント展	パネル展示やステージ実演を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信する。	開催検討中(4月下旬に開催可否を決定します。) →新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	125千円(予算案)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	0円	-	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
69	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	鶴見区消費生活推進員だより発行啓発物品作成	広報紙「鶴見区消費生活推進員だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。啓発物品を作成、配布し、地域に向けて情報発信します。	年1回発行し、各自治会・町内会での配布や、各施設での配架を行います。	110千円	10月に13,000部発行 区活動の報告等 自治会町内会での配布、区役所等に配架 啓発物品(ウェットティッシュ)を配布	区啓発活動補助金 80千円	-	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	
70	方向性4	-	神奈川区地域振興課	【新規掲載】講演会「消費生活教室」の開催	講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。	日時:令和4年1月28日 13:30~15:30 会場:神奈川区役所本館5階 大会議室 参加費:無料 定員:80名(事前申込制) 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0千円	【中止】 日時:令和3年1月26日 13:30~15:30 会場:神奈川区役所本館5階 大会議室 参加費:無料 定員:40名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
71	方向性4	-	南区地域振興課 横浜総合高校	【新規掲載】消費生活推進員研修	特殊詐欺等撲滅に向け横浜総合高校との連携事業を行う。	実施予定(時期未定)	0円	地域の人として横浜総合高校の生徒と特殊詐欺等について意見交換を行いました。(12月4日)「(横総生にオファーです)への参加)	0円	◎	◎	◎	-	-	-	◎	-	◎	◎	◎	
72	方向性4	-	港南区地域振興課	講演会「消費生活教室」の開催	講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。	日時:令和3年8月27日 13:30~15:30 会場:港南公会堂 参加費:無料 定員:200名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0千円	日時:令和2年8月21日 13:30~15:30 会場:港南区役所6階会議室 参加費:無料 参加者:36名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	16千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
73	方向性4	-	保土ヶ谷区地域振興課	講演会「消費生活教室」の開催	講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。	日時:令和4年1月20日(木)13:30~15:30 会場:保土ヶ谷公会堂1号会議室 参加費:無料 定員:100名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	101千円	【消費生活教室は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発出により中止】 当初計画:お買い物袋などへの活用を想定したエコバッグを用意し、参加者に配付	98千円	-	◎	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	
74	方向性4	-	旭区地域振興課	旭区消費者大学事業	学識経験者や専門家などを講師に招き、区民に向け、広く関心のあるテーマで啓発講座を実施。	12月実施予定。 主に高齢者に向けた講座を実施する予定。	119千円	第1回テーマ:キャッシュレス決済に関すること ※コロナで中止 第2回テーマ:私たちのくらしとSDGs 1回講座を実施した。参加人数延べ50名。	46千円	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
75	方向性4	方向性5	都筑区地域振興課	【新規掲載】消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催	【新規掲載】 テーマ:もったいない食品ロス 日程:11月下旬から12月上旬	0円	テーマ:もったいない食品ロス 日時:5月11日13:30~15:30 【予定していたものの新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止】	0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
76	方向性4	方向性1 方向性5	栄区地域振興課	栄区消費生活推進員の会広報紙「さかえ消サポだより」の発行	悪質商法や各種詐欺被害の未然防止、省エネ・環境に配慮した生活などをテーマにした広報紙「さかえ消サポだより」を年2回、事務局で作成し配布する。ひいては消費生活推進員の活動PR、認知度向上を図る。	広報紙「さかえ消サポだより」を10月および3月の計2回、各5,000部程度作成し、自治会町内会の回覧または掲示板、および各種イベントや出前講座での配布等を行う。 ・「さかえ消サポだより第73号」、テーマ「環境問題について」(予定)	200千円	・「さかえ消サポだより第71号」:R2.10発行、5,000部、 テーマ「消費生活推進員の活動について」 ・「さかえ消サポだより第72号」:R3.3発行、5,000部、 テーマ「食品ロスについて」	135千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	
77	方向性4	-	泉区地域振興課	消費者対策研修会	多様化する悪質商法や、特殊詐欺に関する情報を学ぶため、講師による講演会を実施する。	実施予定(内容については検討中)	40千円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	0円	○	○	○	○	-	○	○	○	◎	◎	◎	
78	方向性4	-	こども青少年局	食育推進事業(こども青少年局)	保育所等に、食育計画の策定及び実施を推進する。 給食だよりや、市ウェブサイトで保育所等の給食メニューを紹介することにより、家庭へ食育の啓発を行う。	・保育所等における食育計画の策定及び実施の推進 ・給食だよりや市ウェブサイトを使った保育所等の給食メニューの紹介による食育の啓発	食育研修会 120千円	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食育研修会は中止。	0円	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
79	方向性4	方向性1 方向性5	健康福祉局	食育推進事業(健康福祉局)	食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行います。	・かながわ食育フェスタへの出展 ・よこはま朝食キャンペーン ・横浜食と農の祭典	1,973千円	・食と農の祭典(11月5日) ・よこはま朝食キャンペーン(3月)	1404千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
80	方向性4	方向性1 方向性5	健康福祉局	食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発(その1)	食の安全について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。	①横浜市食品衛生協会と協力して、各区で「食中毒予防キャンペーン」を開催し、啓発チラシや啓発グッズ等を配付 ②「食の安全ヨコハマWEB」や「広報よこはま」での情報提供 ③カンピロバクター食中毒予防啓発動画の広告	①2,484千円 ③220千円	①食中毒予防キャンペーン:イベント会場型:9回、店舗参加型:427店舗 ②「食の安全ヨコハマWEB」で監視指導結果や食中毒警報、記者発表資料等を掲載した。 ③カンピロバクター食中毒予防啓発動画を横浜市営地下鉄車内のデジタルサイネージ等で上映を行った。	①2,623千円 ③248千円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	



令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代							
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																		若者	成人一般	高齢期	
88	方向性4	方向性1 方向性4 方向性5	資源循環局	地域に密着した情報発信等	身近な場所での情報提供の充実を図る。 情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化を図る。	①主に小学校や町内会を対象とした工場見学会の実施及び工場イベントの開催 ②主に処分場近隣小学校の4年生を対象とした最終処分場見学会の実施	①1,091千円 ②500千円	①主に小学校や町内会を対象とした工場見学会の実施及び工場イベントの開催(新型コロナウイルス対策により中止) ②新型コロナウイルスにより中止	①771千円 ②0円	◎	○	◎	-	○	◎	○	○	○	○	○	○
89	方向性4	方向性1 方向性5	資源循環局	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その1)	食品ロスを削減するため、手つかず食品の現状や調理・保存方法などについて、広報媒体やツールを活用した広報やイベント等における啓発の実施	・食品ロス削減に向けた広報啓発の強化 ・「食」について考えるイベント等の開催 ・事業者と連携した食品ロス削減プロモーション ・フードバンク・フードドライブ活動の推進	23,852千円	・モザイクアートによる食品ロス削減ポスター掲示 ・食について考えるイベントの開催(7月・11月) ・事業者と連携した食品ロス削減プロモーション ・フードバンク・フードドライブ活動の推進	11,732千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
90	方向性4	方向性1 方向性5	資源循環局	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その2)	食品ロスの発生抑制や削減の取組を実施して頂ける市内飲食店等を登録する食べきり協力を拡大するとともに、様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を実施	・「食べきり協力店※」事業について、さらなる認知度向上を図り、外食時における食品ロスの削減を進めます。 ※外食時の食品ロスを減らすために、小盛りメニューの導入や持ち帰りの実施など、食品ロス削減の取り組みを登録している飲食店等	1,031千円	食べきり協力店 登録店舗数:945店舗	897千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
91	方向性4	方向性5	教育委員会事務局	教職員向け消費者教育セミナーの実施	特別支援学校教員を対象に、家計管理や巻き込まれやすい金融トラブルの仕組みと対処法についてのセミナーを実施する。	・特別支援学校の教員向けに、YCAN上の障害児向け消費者教育のページの内容や活用方法について周知するための研修講座を実施する。	0円	・特別支援学校における消費者教育研修(進路担当者会)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送り	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
92	方向性4	-	教育委員会事務局 環境創造局農業振興課	食育推進計画に基づく市立学校での食育	市内産野菜の小学校給食での活用など、市立学校における食育計画を作成し推進する。	1 市内産農産物の一斉供給 2 教えて食育Web版の掲載 3 横浜マリノスによる食育教室	1,690千円	1 市内産農産物の一斉供給 2 横浜マリノスによる食育教室	1,648千円	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-
93	方向性4	方向性5	交通局	交通安全教室	交通局は、警察や区役所と連携し、高齢者・障害者を対象とした交通安全に関する啓発活動を行っているほか、小学校や地域のイベント等に参加し、実際のバスを使用した運転席から見る死角体験や車いす・高齢者疑似体験を行う交通安全教室など、地域の皆様と連携した取り組みを行っています。また、交通安全リーフレットや令和2年度に制作した交通安全動画を交通安全啓発に活用していきます。	学校関係での安全教室(運輸課・営業所) 高齢者を対象とした交通安全教室(運輸課・営業所) 障害者を対象とした交通安全教室(運輸課・営業所) 地域イベントでの交通安全啓発活動(運輸課・営業所)	732千円	交通安全教室等29件実施 内訳:未就学4件、小学校8件、地域7件、高齢者施設3件、障害者施設7件 交通安全リーフレット印刷 6,500部 交通安全動画制作	98千円	◎	◎	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎
-				【統合】No14に統合 消費者市民社会啓発	消費者市民社会の実現を目指し、啓発をや広報を行う。			・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円												
94	方向性5	-	経済局	専門家派遣による消費者教育教員研修	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中・義務教育学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中義務教育学校、高等学校教科別研究会等に専門家講師を派遣する。3回計画	165千円	※新型コロナウイルス流行により年度の途中より募集開始 申請0件	0円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	
95	方向性5	方向性1	経済局 関係事業者団体 NPO法人等	情報社会の消費者教育	情報リテラシーを取り扱う事業者団体やNPO法人等との連携を深め、情報に関する消費者教育の手法等について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
96	方向性5	-	経済局	金融教育との連携	県金融広報委員会、日本FP協会等との連携により、金融教育を推進する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	◎
97	方向性5	-	経済局 教育委員会事務局 横浜弁護士会 神奈川県司法書士会	法教育との連携	教育機関、弁護士会等との連携を深め、法教育の手法について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的对象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合) な

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	令和2年度実績	令和2年度決算額 (令和3年2月末日現在)	生活領域				年代						
										学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																		若者	成人一般	高齢期
98	方向性5	-	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 区・地区社会福祉協議会 地域包括支援センター 市内大学等	地域活動の担い手発掘に向けた情報共有	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	・消費者教育推進地域協議部会や消費者教育推進庁内連絡会議等の機会に関係機関等との情報交換を進めていく。	0円	・消費者教育推進地域協議部会における情報交換(新型コロナウイルス流行により中止8月に書面開催)  ・消費者教育推進庁内連絡会議における情報交換(新型コロナウイルス流行により中止、庁内連絡会議構成員には8月に書面にて情報共有)	0円	○	◎	○	-	○	○	○	○	○	◎	◎
99	方向性5	-	経済局	高齢者の消費者被害防止の協働ネットワーク構築(事業者との連携)	市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修の実施、見守り啓発動画の放映による高齢者の消費者被害未然防止に関する啓発等を実施する。	・市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修を実施する。 ・市内の映画館や公共交通機関等の街中で見守り啓発動画を放映する。	(報償費)300千円 (旅費)5千円 (消耗品費)450千円 (食糧費)5千円 (印刷製本費)200千円 (通信運搬費)40千円 (広告料)2,500千円 (調査その他委託料)200千円	【お助けカード・ウェットティッシュ配布実績】 ・感染症防止の観点から事業者への配付協力依頼は行わなかった。 (今後の配付の方向性については検討中)  【ケアプラザ等職員向け高齢者の消費者被害防止に関する研修】 ・新型コロナウイルス流行防止の観点から中止  【高齢者の消費者被害防止に向けた「見守り」啓発動画掲出】 ・子目線(電話勧誘)15秒版 孫目線(架空請求)15秒版 ・横浜市営地下鉄、市営バス・神奈川中央交通バスにおいてデジタルサイネージを利用して放映 放映期間:令和3年2月1日～令和3年2月14日	1,245千円	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-	◎	◎
100	方向性5	-	経済局	地域の担い手等育成研修(PTA向け)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、学校及びPTA等を対象に出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。	小学校、中学校のPTA等を対象として、消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するための出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。	1,000千円	-	0千円	◎	-	◎	-	-	○	-	-	-	◎	○
101	方向性5	-	消費生活総合センター	簡易テスト実習	商品テスト・実習室の機器を活用して、消費生活の中で身近な商品等への関心と知識を深める実習の開催	「紫外線(UV)が肌に与える影響と防止対策」講師を依頼し、テスト室での簡易テスト等を学び日常生活に活かしてもらった。20名の参加を予定	51千円	コロナ禍の影響で実施が遅れ12月1日 糖分をテーマとした基礎知識実習(9人)を実施 講師:食の安全を考える会 代表 野本 健司	33千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
102	方向性5	-	港南区地域振興課	協働による地域づくり推進協議会	消費生活推進員を含む各委嘱委員の代表や、地域活動者が集まり、より良い地域づくりに向け、連携、協力を進める場として開催。	・年間4～5回開催予定 ・所属団体:港南区連合町内会長連絡協議会、港南区社会福祉協議会、港南区民生委員児童委員協議会ほか計14団体	0円	・令和2年度は2回開催、2回中止 ・所属団体:港南区連合町内会長連絡協議会、港南区社会福祉協議会、港南区民生委員児童委員協議会ほか計14団体	0円	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
103	方向性5	-	温暖化対策統括本部	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)	『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場を、「YES」という統一ブランドで全市のムーブメントに広げようとする市民参加型プロジェクトを展開する。	・YES講座の実施、支援(協働パートナー、大学、図書館、区役所連携等) ・広報(ホームページ、パンフレット等)	2,186千円	・講座数 393(令和3年3月末時点) ・参加者数、14131(令和3年3月末時点)	4,551千円	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	
104	方向性5	-	国際局 経済局 (公財)横浜市国際交流協会、JICA(国際協力機構)等	国際理解教育との連携	(公財)横浜市国際交流協会等と連携し、在住外国人に対する消費者啓発の手法について検討する。	オンライン等も活用した市民向けのイベント等を実施。	0円	「SDGsよこはまCITY」等オンラインも活用したイベントにおいて市民向けの講演等を実施。	0円	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
105	方向性5	-	環境創造局農業振興課	市民や企業と連携した地産地消の展開①	農家や地産地消に取り組む市民や飲食店等への支援を行う。	・はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・地産地消サポート店の活動支援 ・地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムなど)	3,190千円	○はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・講座の開催0回(連続5回講座) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・補助・奨励による活動支援20件(2月末時点支払済) ・講師派遣1回 ○地産地消サポート店への活動支援 ・PRステッカー、のぼり旗の配付 ・デジタル版地産地消サポート店マップの作成・公開 ○活動の発表と情報交換の場の設定 ・食と農のフォーラムの開催1回	1,742千円 (令和2年2月末時点)	-	◎	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
106	方向性5	-	資源循環局	環境事業推進委員会による啓発活動	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。 地域への情報提供を行う。等	・マイバッグ・マイボトル使用の呼びかけや、区民まつり等のイベントにおいて、リユース食器を使用するなど、ごみそのものを発生させない、リデュースの取組を行う。 ・生ごみの減量に向けた取組として、土壌混合法や生ごみの水切り啓発を行う。 ・集積場所の改善や、早朝啓発を行う。	20,265千円 (活動費:17,720千円)	環境事業推進委員数4,050名 ※啓発の回数等は各区で実施しているため未把握。	19,053千円 (活動費決算額:18,068千円)	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

# 令和3年度までの横浜市消費者教育推進計画の推移

横浜市消費者教育推進計画では、今後数年間の消費者教育にどのように取り組んでいくのかという方向性を定めた「横浜市消費者教育推進の方向性」に基づき、各所管で企画立案した事業の中からその方向性に沿った事業をとりまとめ、単年度計画としています。

本資料は、次年度計画の策定に向けて、これまでの横浜市消費者教育推進計画の推移や昨年度の計画までの実績等を参考に、時代の変化と計画の内容や推進の方向性の内容を照らし合わせて、拡充すべき事業や方向性等についてご意見いただくことを目的としています。

※資料中の昨年度以前の数値については、本資料作成時における集計方法の見直しや新たに判明した数値の反映などにより、昨年集計結果と異なる場合があります。

## 1 計画の推移（平成30年度～令和3年度）

### （1）掲載事業数及び所管区局数

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
掲載事業数 (対前年度増減)	101事業	101事業 (0)	104事業 (+3)	106事業 (+2)
対前年割合	-	100%	102.9%	101.9%

### 【区局ごとの事業数内訳】

※複数の所管局が存在する事業もありますが、主たる所管局で数えています。

単位：事業

区局名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
経済局	24	24	23	23
消費生活総合センター	19	20	19	19
(公財)横浜市消費者協会	2	1	1	1
温暖化対策統括本部	1	1	1	1
国際局	1	1	1	1
こども青少年局	1	1	1	1
健康福祉局	3	3	2	3

環境創造局	3	3	3	3
資源循環局	9	8	8	8
水道局	1	1	1	1
教育委員会	3	3	3	3
交通局	1	1	1	1
鶴見区	5	4	4	4
神奈川区	0	0	1	1
西区	0	1	1	1
中区	1	1	1	1
南区	0	0	2	2
港南区	5	5	5	5
保土ヶ谷区	4	3	3	3
旭区	1	1	1	1
磯子区	6	6	6	6
港北区	3	4	4	4
緑区	3	4	4	3
青葉区	0	0	1	2
都筑区	0	0	1	1
栄区	2	2	2	2
泉区	2	2	1	1
戸塚区	0	0	2	2
瀬谷区	1	1	1	2
合計	101	101	104	106

【変化の状況】

廃止された事業もあるが、一方で新規事業も計画され結果的に若干の事業数増となっている。



## (2) 生活領域ごとの実施状況

### 【参考】

「生活領域」「年代」、の分類について

◎…事業の直接の対象

○…事業の間接的对象（例：教員研修の実施により、児童への消費者教育が推進される場合等）

単位：事業

生活領域	分 布	H30 年度	R 元年度 (対前年度増減)	R2 年度 (対前年度増減)	R3 年度 (対前年度増減)
学 校	◎	37	35 (-2)	34 (-1)	33 (-1)
	○	22	20 (-2)	21 (+1)	21 (0)
地 域	◎	75	75 (0)	80 (+5)	83 (+3)
	○	13	13 (0)	12 (-1)	10 (-2)
家 庭	◎	43	43 (0)	48 (+5)	47 (-1)
	○	37	37 (0)	34 (-3)	33 (-1)
職 域	◎	21	19 (-2)	18 (-1)	18 (0)
	○	23	23 (0)	22 (-1)	22 (0)

※一つの事業で複数の生活領域にまたがる事業が多いため、事業数の合計と一致しない。

### 【変化の状況】

事業の廃止により学校や家庭を対象にした事業数は若干減少した。一方で、新規事業により地域を対象にした事業は若干増加した。これまで減少傾向にあった、職域を対象とした事業については横ばいとなっている。

## (3) 年代ごとの実施状況

単位：事業

年代	分布	H30年度	R元年度 (対前年度増減)	R2年度 (対前年度増減)	R3年度 (対前年度増減)
幼児期	◎	15	11 (-4)	13 (+2)	13 (0)
	○	33	30 (-3)	28 (-3)	27 (-1)
小・中学生 期	◎	29	25 (-4)	25 (0)	25 (0)
	○	36	33 (-3)	29 (-5)	30 (+1)
高校生期	◎	24	22 (-2)	24 (+1)	23 (-1)
	○	37	32 (-5)	29 (-5)	30 (+1)
大学・専門 学校等	◎	29	25 (-4)	26 (+1)	27 (+1)
	○	32	28 (-4)	29 (-1)	28 (-1)
若者	◎	66	67 (+1)	67 (-4)	72 (+5)
	○	12	11 (-1)	13 (+1)	14 (+1)
成人一般	◎	71	74 (+3)	73 (-6)	80 (+7)
	○	14	12 (-2)	12 (-1)	14 (+2)
高齢期	◎	72	74 (+2)	76 (-4)	79 (+3)
	○	8	7 (-1)	7 (0)	7 (0)

※一つの事業で複数の年代にまたがる事業が多いため、事業数の合計と一致しない。

## 【変化の状況】

事業数の増に伴い、全体的に増加している。新規事業により幅広い年代を対象にした実施が計画されていることにより増加傾向となった。例年と同様に、成年一般と高齢期の2つの生活領域を対象とした事業が多い傾向にある。

#### (4) 方向性ごとの実施状況

【参考】消費者教育推進の方向性の5つの方向

方向性 1	効果的な情報発信の強化
方向性 2	横浜市消費生活推進員等による地域での啓発の活性化
方向性 3	高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進
方向性 4	生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進
方向性 5	担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

単位：事業

方向性	平成 30 年度	令和元年度 (対前年度増減)	令和 2 年度 (対前年度増減)	令和 3 年度 (対前年度増減)
方向性 1	3 6	3 7 (+ 1)	3 6 (- 1)	3 7 (+ 1)
方向性 2	2 6	2 7 (+ 1)	2 7 (0)	2 9 (+ 2)
方向性 3	1 4	1 6 (+ 2)	1 6 (0)	1 7 (+ 1)
方向性 4	4 7	4 9 (+ 2)	5 2 (+ 3)	5 7 (+ 5)
方向性 5	3 7	3 7 (+ 0)	3 6 (- 1)	4 0 (+ 4)

※一つの事業で複数の方向性にまたがる事業が多いため、事業数の合計と一致しない。

#### 【変化の状況】

事業数の増加に伴い増加している。事業数の多い方向性 4 や 5 に関しては、増加数も多い。

## 2 令和2年度の実績

項目	実績値 (前年度)	事業数 (前年度)
① 開催回数	1,530 回 (2,526 回)	68 事業 (62 事業)
② 参加人数	61,136 人 (174,087 人)	44 事業 (49 事業)
③ 作成・発行数	824,700 部 (922,788 部)	15 事業 (15 事業)
④ 配信回数	341 回 (391 回)	1 事業 (1 事業)
⑤ アクセス数	1,709,184 回 (1,261,344 回)	1 事業 (1 事業)

### 【変化の状況】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種講座が開催中止になったことで開催回数、参加人数ともに減少した。また若干ではあるが、紙媒体等の配付に一定の接触を伴う啓発手段の縮小傾向が、発行数の減少として表れている。一方で、インターネット上での広報によるアクセス数は更なる伸びを見せ、非接触型の啓発への需要の高まりが顕著となった。

### 【参考】各項目の集計基準

- ①開催回数 : 実際に行われた講座や研修等の回数
- ②参加人数 : ①に参加した人数。
- ③作成・発行数 : 広報誌・パンフレット・リーフレット等の広報物の作成・発行数。
- ④配信回数 : 消費生活総合センターのホームページの更新やメールマガジンの配信、ツイッターによる投稿回数。
- ⑤アクセス数 : 消費生活総合センターのホームページビューやツイッターによる投稿の閲覧数。

### 3 令和3年度ピックアップ事業

(1)【方向性1】「効果的な情報発信の強化」をテーマにした事業

事業名	事業概要	令和3年度の実施	所管・関係	予算額
成年年齢引き下げ啓発事業 No. 1	消費者教育の一環として、コロナ禍における若者のインターネット被害防止及び令和4年4月から始まる成年年齢引下げに伴う注意喚起キャンペーンを行う。	啓発グッズ（除菌ウェットシートを予定）を作成し、市内の主要駅や市内高校の最寄り駅を中心に15か所程度（予定）で消費者被害防止の啓発を行う。	経済局	2,700 千円
啓発用ポスター・リーフレットの配布（若者向け） No. 2	悪質商法被害未然防止を図ることを目的に啓発用ポスター・パンフレット等を作成し、市内高等学校、大学等に配布。	「文豪ストレイドッグス」キャンペーンとして市内の高校・大学・専門学校等にポスター掲示、啓発グッズの配布を行う。また神奈川新聞社が神奈川県内の高校生向けに発行しているフリーペーパーHPを活用しての告知とプレゼントを予定	消費生活総合センター	560 千円
情報収集・提供事業 （デジタル情報） No. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる情報発信</li> <li>・メールマガジンの配信</li> <li>・SNSによる情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ 啓発情報や事例紹介、教室・講座情報などを迅速かつ幅広く市民へ提供</li> <li>・メールマガジン 被害事例や啓発情報などを情報提供（毎週配信）</li> <li>・SNS ツイッターにより被害事例や講座情報を随時発信</li> </ul>	消費生活総合センター	9,870 千円

(2)【方向性2】「横浜市消費生活推進員等による地域での啓発の活性化」をテーマにした事業

事業名	事業概要	令和3年度の取組	所管・関連	予算額
消費生活推進員による地域での消費者啓発 No. 10	消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。	地区代表活動費の助成、区代表との連絡調整会議、段階的な研修の開催、消費生活の推進に功績のあった推進員への顕彰及び委嘱式・新任者研修の開催準備、地域に向けた情報発信支援、地区活動用の啓発教材・物品の購入及び作成、活動活性化モデル事業を行う。	経済局、推進員制度運用区	3,100 千円
地域の担い手等育成研修 (消費生活推進員、自治会町内会向け講師派遣) No. 11	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、消費生活推進員をはじめとして自治会町内会等が実施する研修や、高齢者の方を対象とした行事(昼食会やサロン等)に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区又は消費生活推進員をはじめとした自治会町内会等へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。</li> <li>・内容は、対象者に併せ講師と調整をする。</li> <li>・45回計画</li> </ul>	経済局	(報償費) 1,400 千円

(3) 【方向性3】「高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進」をテーマにした事業

事業名	事業概要	令和3年度の取組	所管・関連	予算額
地域ケアプラザ等との連携 No. 38	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(予定) ICT 活用によるケアプラザ向けテレビ電話(リモート)相談のテスト実施</li> <li>・(予定) 消費生活推進と地域ケアプラザとの「ゆるやかなつながり」(意見交換会)実施</li> <li>・(予定) 横浜市地域ケアプラザ及び横浜市消費生活総合センター連携会議の開催</li> <li>・地域ケアプラザ(同時に民生委員等へも)へ高齢者・見守り関連資料を配布。(隔年)</li> </ul>	経済局、 区地域振興課、 区福祉保健課、 局包括支援センター関係課、 消費生活総合センター、 地域ケアプラザ等	2,500 千円
高齢者利用施設への講師派遣 No. 42	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣。	高齢者利用施設(地域ケアプラザ等)への講師派遣	消費生活総合センター	127千円 ※他の出前講座と一括で計上

(4) 【方向性4】「生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進」をテーマにした事業

事業名	事業概要	令和3年度の取組	所管・関連	予算額
消費者市民社会啓発事業 No. 55	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	消費者市民社会の実現を目指し、「環境に配慮した消費行動」や「社会に配慮した消費行動」などの倫理的消費に関するサブテーマを選定・設定し、講座等を企画・実施する。	経済局	60千円

<p>消費生活教室 (区と共催)</p> <p>No. 63</p>	<p>消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催</p>	<p>区との共催で地域に出向き9回実施予定 (共催区とともに新型コロナウイルス感染症拡大防を図りながら)</p>	<p>消費生活総合センター 共催区役所、消費者団体等</p>	<p>347千円</p>
<p>食育推進事業</p> <p>No. 78 No. 79 No. 85 No. 92</p>	<p>各局で、食育計画等に基づき保育園や学校において地産地消や食育の教育・啓発を実施。(給食メニューの紹介や地産地消野菜の消費など)</p>	<p>【こども青少年局】保育所等における食育計画の策定及び実施の推進、給食だよりや市ウェブサイトを使った保育所等の給食メニューの紹介による食育の啓発 【健康福祉局】かながわ食育フェスタへの出展、よこはま朝食キャンペーン、横浜食と農の祭典 【環境創造局】はま菜ちゃん料理コンクール実施 【教育委員会事務局】市内産農産物の一斉供給、教えて食育Web版の掲載、横浜マリノスによる食育教室</p>	<p>こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局</p>	<p>計4,983千円</p>
<p>環境に配慮した活動の普及・啓発</p> <p>No. 82 No. 83 No. 84 No. 90</p>	<p>様々な対象に向けて、生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、食品ロス削減の取り組みなど、環境に配慮した取り組みや考え方を教育、啓発。</p>	<p>・生物多様性や環境全般について、地域・小中学校等を対象とした、市民団体、企業、市役所など専門知識を持った講師、国際機関による出前講座 ・資源の循環、3R夢等について、未就学児から社会人まで様々な世代を対象にした出前講座 ・「食べきり協力店※」事業について、さらなる認知度向上を図り、外食時における食品ロスの削減を進める。 ※外食時の食品ロスを減らすために、小盛りメニューの導入や持ち帰りの実施など、食品ロス削減の取り組みを登録している飲食店等</p>	<p>環境創造局 温暖化対策統括本部 資源循環局 道路局 建築局 水道局</p>	<p>計2,743千円</p>



(5)【方向性5】「担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携」をテーマにした事業

事業名	事業概要	令和3年度の取組	所管・関連	予算額
地域の担い手等育成研修 (消費生活推進員、自治会町内会向け講師派遣) ※再掲  No. 11	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、消費生活推進員をはじめとして自治会町内会等が実施する研修や、高齢者の方を対象とした行事(昼食会やサロン等)に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区又は消費生活推進員をはじめとした自治会町内会等へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。</li> <li>・内容は、対象者に併せ講師と調整をする。</li> <li>・45回計画</li> </ul>	経済局	(報償費) 1,400 千円
大学等との連携  No. 66	市内大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発・教育を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の大学等との連携により、若者目線と感性を活かした効果的な若者向け消費者啓発物を作成・配布</li> <li>・市内の大学等との連携により、子どもや若者など多世代に向けて効果的な消費者啓発を実施</li> </ul>	(公財)横浜市 消費者協会 消費生活総合センター	340千円

# 第 13 次横浜市消費生活審議会 意見用紙

## 委員氏名

令和 4 年度計画へ向けた御意見等について、出来るだけ 箇条書き での記載をお願いします。  
なお、別途プリントアウトした用紙に代えていただいても結構です。

- 
- 
- 
- 
- 
- 

記入日 令和 3 年 7 月 日

第 13 次横浜市消費生活審議会  
(横浜市消費者教育推進協議会)  
委員各位

横浜市経済局消費経済課長  
永峯 浩子

令和 4 年度横浜市消費者教育推進計画に向けて頂いた御意見について (送付)

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市の消費者教育推進にお力添えいただき、お礼申し上げます。

令和 3 年 7 月 9 日に送付の、令和 3 年度横浜市消費者教育推進計画の追加資料等をご確認いただき、また多くの貴重な御意見をお送りいただきありがとうございました。

当初は、お送りいただいた御意見を事務局でとりまとめ、8 月末に開催予定だった審議会の場にて御報告し、意見交換を行う予定でしたが、会の開催が延期となりましたので、意見交換に先立ち書面形式となりますが、いただいた御意見を別添のとおり送付いたしますので、御確認の程よろしく願いいたします。

なお、今回共有の御意見は、消費者教育に携わる各区局にも共有させていただき、次回審議会で今後いただく御意見につきましても、追って庁内で共有させていただく予定です。

御多忙中、誠に恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

【送付書類】

令和 4 年度横浜市消費者教育推進計画に向けた意見聴取結果

(事務局) 横浜市経済局消費経済課  
担 当 : 本田、一杉  
T E L : 045(671)2584  
F A X : 045(664)9533

## 令和4年度横浜市消費者教育推進計画に向けた意見聴取結果

第2回消費生活審議会実施後、委員のみなさまに令和4年度横浜市消費者教育推進計画に向けたご意見を募集しました。頂いたご意見を次の通り、とりまとめましたので次回審議会での意見交換の参考にしていただければ幸いです。

### 1 取組内容について

No	意見要旨
1-1 (河合委員)	NACS※をはじめ、消費者問題に関する専門家を擁する団体では、優秀な講師陣を組織している。また有用な教材も多数作成している。それらを活用してはどうか。  ※NACS(公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)
1-2	啓発対象のニーズと啓発ツールがミスマッチしていないか考える必要がある。例えば高校生に、コンテスト形式で、啓発動画を作ってもらう等が良いと思う。(河合委員)
1-3	金融教育に関する事業が少ない印象を受けた。(天野委員)
1-4	企業向けの事業が少ない印象がある。方向性4には顧客満足度向上に向けた情報提供等をするとも書かれているが、どのようなことをやっているのか。(天野委員)
1-5	コロナ禍で令和3年度計画の施策・事業進捗がままならない状況下のため、令和4年度計画も前年度踏襲で良いと思う。(新庄委員)
1-6	with コロナ、新生活様式に応じた経済活動・消費生活のあるべき姿やSDGs・脱炭素社会の実現などの時代に応じたテーマの見直しや関連部局・団体との連携・調整は必要かと考える。(新庄委員)
1-7 (新庄委員)	「横浜市消費生活推進員」制度の市民への認知度が低いように感じる。

1-8	実施状況を見ると高校生を対象とした事業が減少しているが、成年年齢引き下げに伴い、高校生を対象としたものを増やしてもいいのではないか。（長尾委員）
1-9	啓発教材の配付(推進計画 No53)について、令和2年度と同等の予算額になっているが、(令和2年度は998千円)令和2年度の実績は0件となっている。令和3年度は事業実施の予定はあるのか。もし2年続けて実績なしならば、令和4年度では見直しが必要ではないか。（長尾委員）
1-10	コロナ禍では難しいかもしれないが、横浜市及び18区のホームページのトップページの活用による注意喚起などを行ってはどうか。（長尾委員）
1-11	従来の講義型の研修のみならず、テーマや議題を中心として参加者が主体的に学ぶことができるワークショップやグループワーク形式のものなども引き続き検討してはどうか。（松井委員）
1-12	横浜市消費生活総合センターのホームページはいかにも行政が作ったというイメージで堅苦しい感じがする。それぞれのコンテンツを見直す必要があるのではないか。中でも「調べたい」の「書籍・DVD・ビデオ検索」の分類は図書の分類のようで消費生活とはそぐわないような気がする。「チャットボット」は評価できるが、もう一息といった感がある。（松井委員）

1-13	<p>(推進計画 No2 について)</p> <p>文豪ストレイドグッズを採用した file などの作成とパンフレットの作成は、成年年齢の引き下げを来年4月に控えて、適切な施策だったと思う。ただ、配布だけではあまり効果は期待できないのではないかと思う。そこで、下記について実施できると良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校・中学の先生を対象にした講座の実施</li> </ul> <p>その際に、上記のファイルやパンフを使用、配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒や学生向け… 中学・高校・大学・専門学校など…の講座や勉強会</li> </ul> <p>学校で、消費者教育の一環として実施してもらえると良いのではないかと思う。その際に、ファイルやパンフを配布し、使用するなど。受け身で「聞いてもらう」講座方式ではなく、グループで意見交換してもらうなど、少人数で参加型できると、受講生にとって身につくのではないか。(村委員)</p>
1-14	<p>区によって消費者教育事業への温度差が感じられる。(多賀谷委員)</p>
1-15	<p>昨年度作成した DVD について、今年度・来年度は確実に視聴していただける様、カリキュラムに組み込んで頂ける様申し入れたほうがよい。(多賀谷委員)</p>

## 2 取組手法について

No	意見要旨
2-1	<p>福祉や自治体とのつながりが薄い対象への情報発信手段として、生活の動線（通院、買い物、宅配、美容、ライフライン業者、金融機関など）を通じて情報を伝えていく方法などを検討してはどうか。(天野委員)</p>

2-2	<p>高齢者向けの消費者教育を進める上で、高齢者へのアプローチの機会が多い、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会などとの更なる関係強化が必要。</p> <p>(新庄委員)</p>
2-3	<p>専門家・事業者派遣による出前講座(推進計画 No52)は、コロナ禍でも令和2年度は4128千円の費用で小学校、特別支援学校が対象ではあるが55回実施している。令和3年度は、予算的にも回数的にも減少しているが、令和4年度は可能であれば回数を増やしてもよいのではないかと。講師の拘束時間も少なくなるオンラインでの講座も増やしてはどうか。</p> <p>(長尾委員)</p>
2-4	<p>消費者教育・啓発のための情報を確実に伝達するための手法には、もう一工夫が必要なのではないかと思う。(松井委員)</p>
2-5	<p>高齢者に対して、デイサービスやケアプラに足を運ばない、家から出ない高齢者に対してはどう扱うのか。地域の担い手、民生委員頼みでは中々進展しないのではないかと。(多賀谷委員)</p>
2-6	<p>紙媒体での情報発信が未だに多いと感じる。在庫となってしまうことが無いように部数や送付先を確認する必要がある。(多賀谷委員)</p>

### 3 計画の進め方について

No	意見要旨
3-1	<p>計画実施後、何らかの形でその効果を測る必要があるのではないかと。例えば動画をYouTubeにアップし、再生回数を確認する等。(河合委員)</p>
3-2	<p>取り組み状況の点検評価の指標はあるのか。(三浦委員)</p>

3-3	「効果的な情報発信の強化」実績の評価に関して、「効果的」とは何を基準としているのか。情報受信者（消費者）へのアンケート調査などは行われているか。令和2年度実績に関しては、リーフレット・チラシ配布件数・枚数、インターネット情報にはアクセス数やリプライ・「いいね！」評価等受信者からの反響が確認できると思う。消費者トラブル・犯罪の件数等は減少しているのか。情報媒体の企画・作成に専門家・プロの関与はあるのか。（新庄委員）
3-4	計画策定にあたっての年代別施策・事業計上は有効だと思う。特に、高齢者向けの啓発・情報発信（情報媒体の多様化、消費者被害の防止、ICT活用の啓発、関連団体との連携・協働等）に注目している。（新庄委員）
3-5	推進計画としては、前年度実績と当年度計画でいいが、委員会での検討資料としては、前年度実績と当年度計画ではなく、前年度計画と実績、当年度計画（前年度計画から継続か否か）があると比較しやすい。（長尾委員）
3-6	「計画推進のフロー」で6月～7月に「3年度計画の分析資料等を送付、4年度計画策定に向けた書面によるご意見の聴取」とあるが、当該年度中の分析は難しいため、6月～7月は「前年度計画振返りの提示、説明、意見聴取・当該年度の進捗状況確認・次年度への意見聴取」としたほうがよいのではないか。（長尾委員）

#### 4 方向性について

No	意見要旨
4-1	（方向性4について） 「ともに学ぶ視点」とは、具体的にはどのようなイメージなのか。（河合委員）
4-2	5つの方向性について、目的と手段を整理する等修正が必要ではないか。 （河合委員）
4-3	（方向性1について）効果的な情報発信をするには、一方的ではなく、受け取る側のニーズに合わせる必要があるのではないか。（河合委員）
4-4	方向性2は、方向性5と統合できるのではないか。（河合委員）



4-5	<p>(方向性3について)</p> <p>「高齢者」と一括に「守る対象」とすることに違和感がないか。(河合委員)</p>
4-6	<p>年代によるセグメントではなく、世代を跨いだ取組みが必要ではないか。</p> <p>(河合委員)</p>
4-7	<p>(方向性5について)</p> <p>専門家に、消費生活相談員、消費生活アドバイザー等を含めるべきではないか。</p> <p>(河合委員)</p>
4-8	<p>市民への啓発には、市民の参加型での企画開催や取組みが大切だと思うので、市との協働の実践をつくる方向性が必要。(三浦委員)</p>
4-9	<p>(方向性3と方向性4について)</p> <p>高齢者だけでなくそれぞれの世代において、個々の生活における情報の受け取り方や活用方法などは各々の状況で異なるので、地域社会・学校・家庭など生活に密着した場を中心と捉え、この二つの方向性については統合して検討しても良いのではないか。(松井委員)</p>
4-10	<p>教員の協力を得るのはかなり難しいと思うが、学校教育における消費者教育はとても重要だと思う。(松井委員)</p>